

④ 相続税の申告書の記載例

1 申告書の記載の順序について

(1) 一般の場合

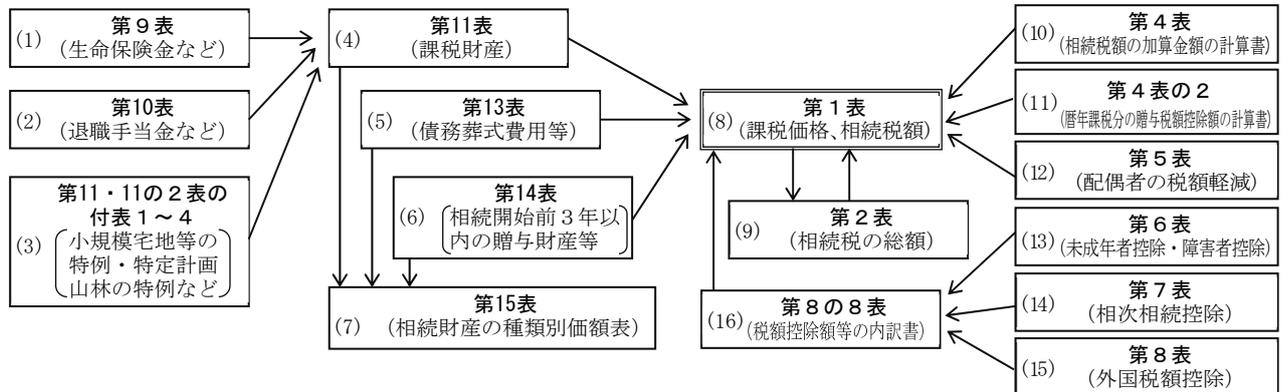
- ① 相続税のかかる財産（「課税財産」といいます。）及び被相続人の債務等について、第9表から第15表を作成します。

（注）作成に当たり課税財産の評価が必要なものについては、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」、「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」等を最初に作成しておきます。

- ② 課税価格の合計額及び相続税の総額を計算するため、第1表、第2表を作成します。
 ③ 税額控除の額を計算するため、第4表から第8表までを作成し、第1表及び第8の8表に税額控除額を転記し各人の納付すべき相続税額を算定します。

この順序を図にしますと、次のとおりとなります（(1)から(16)までの順序で各表を記載していきます。）。

（注）一般の場合とは、ここでは、相続時精算課税適用者（1ページ参照）又は相続税の納税猶予等（23～65ページ参照）の適用を受ける人がいない場合をいいます。



(2) 相続時精算課税適用者がいる場合

- イ 納付すべき税額のある相続時精算課税適用者がいる場合
 (1)に掲げる表のほか、「第11の2表」を作成します。
 ロ 還付される税額のある相続時精算課税適用者がいる場合
 上記イに掲げる表のほか、「第1表の付表2」を作成します。

(3) 相続税の納税猶予等の適用を受ける人がいる場合

(1)に掲げる表のほか、次の場合の区分に応じた申告書を作成します。

イ 農地等についての相続税の納税猶予及び免除等の適用を受ける農業相続人がいる場合	第3表、第8表、第12表
ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除又は非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（一般措置）の適用を受ける経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者がいる場合	第8の2表、第8の2表の付表1～4
ハ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例又は非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（特例措置）の適用を受ける特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者がいる場合	第8の2の2表、第8の2の2表の付表1～3
ニ 山林についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける林業経営相続人がいる場合	第8の3表、第8の3表の付表
ホ 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける相続人等がいる場合	第8の4表、第8の4表の付表
ヘ 医療法人の持分についての相続税の税額控除の適用を受ける相続人等がいる場合（この場合には、「第8の8表」の作成は不要です。）	第8の4表、第8の4表の付表
ト 特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける寄託相続人がいる場合	第8の5表、第8の5表の付表
チ 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例事業相続人等がいる場合	第8の6表、第8の6表の付表1～4など
リ イ～チのうち2以上に該当する者がいる場合	イ～チに掲げる表、第8の7表

（注）相続税の申告書を提出すべき者が被相続人である特定贈与者の死亡の日からその相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合や相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合の相続税の申告書の記載方法等については、税務署にお尋ねください。

2 具体的な記載例について

次ページ以降に一般的な相続税の申告書の記載例を掲載しています。

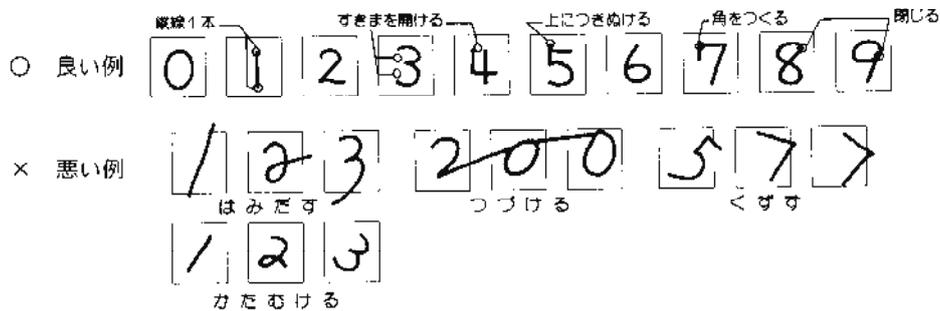
なお、相続税の申告書の様式については、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードすることができます。過去の年分の申告書についても掲載していますのでご利用ください。

【掲載場所】「ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）>税務手続の案内（税目別一覧）>相続・贈与税関係>[手続名]相続税の申告手続」

申告書の作成

申告書の作成に当たっては、黒ボールペンを使用してください。

申告書「第1表」、「第1表（続）」、「第8の8表」、「第11・11の2表の付表1」、「第11・11の2表の付表1（続）」、「第15表」及び「第15表（続）」は、機械で読み取りますので、折り曲げないようにお願いします。また、これらの記載に当たっては、記載例の書体例にならって、枠内に記入願います。



Q&A 具体的な相続税額は？

問： 具体的な相続税額はどれくらいになるのでしょうか。

答： 被相続人の遺産の内容や法定相続人の人数、また、遺産分割の状況により相続税額は異なりますので一概にお答えすることはできませんが、被相続人の遺産を相続人が法定相続分により相続したと仮定しますと、次の表のとおりとなります。

相続人		遺産の価額				
		5千万円	1億円	2億円	3億円	5億円
配偶者と 子供1人	配偶者	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
	子供	40万円	385万円	1,670万円	3,460万円	7,605万円
配偶者と 子供2人	配偶者	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
	子供	5万円	158万円	675万円	1,430万円	3,278万円
配偶者と 子供3人	配偶者	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
	子供	0万円	87万円	406万円	847万円	1,987万円
	子供	0万円	87万円	406万円	847万円	1,987万円
配偶者と 子供4人	配偶者	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
	子供	0万円	56万円	281万円	588万円	1,375万円
	子供	0万円	56万円	281万円	588万円	1,375万円
	子供	0万円	56万円	281万円	588万円	1,375万円

(注) 1 遺産の価額は、各人の相続税の課税価格の合計額（遺産に係る基礎控除額控除前の金額）です。

2 相続税額の計算に当たっては、配偶者の税額軽減を適用し、税額は1万円未満を四捨五入しています。

Q&A 相続人等が申告書を共同して提出する場合の注意点は？

2人以上の相続人又は受遺者（以下「相続人等」といいます。）がいる場合には、申告書の提出意思の有無を明らかにするため、申告書第1表及び第1表（続）（78、79ページ参照。以下「第1表等」といいます。）には、共同して提出する相続人等の方のみを記載して提出してください。この場合において、共同して申告書を提出しない相続人等の方は、別途申告書を作成・提出していただく必要があります。

※ 法令上、相続税の申告書は、2人以上の相続人等が共同して提出する場合に一の申告書に連署して提出することとされています。

なお、申告書第1表等に共同して申告書を提出しない相続人も含めた全ての相続人等の氏名や金額を記載する場合には、第1表等のうち共同して申告書を提出しない方の欄の右上部の「参考として記載している場合」欄にある「参考」を○で囲んで、その方が共同申告しない相続人等であることを明示してください（その方の氏名及び金額欄を斜線で抹消する等の方法でも差し支えありません。）。

（注）「参考」を○で囲んだ相続人等の分は申告書とは取り扱いません。

共同申告しない相続人等も申告書に記載する場合

被相続人（国税太郎）の相続税の申告書について、相続人のうち配偶者（国税花子）及び長女（税務幸子）は共同して申告書を提出するが、長男（国税一郎）は配偶者らとは別に申告書を提出するケース

共同して申告書を提出しない相続人等である場合は「参考」を○で囲んでください。

共同して申告書を提出しない相続人等の方については、マイナンバーを記載しません。

共同して申告書を提出しない方の氏名及び金額欄を斜線で抹消する等の方法でも差し支えありません。

【参考】単独で申告する相続人等の申告書

共同して申告書を提出しない相続人等の方は、別途申告書を作成・提出していただく必要があります。

共同して申告書を提出しない相続人も含めた全ての相続人等に係る合計額を記載してください。

【参考】相続税の申告をe-Taxにより提出する場合



e-Taxによる相続税の申告について、複数の相続人等の申告を税理士等がまとめて代理送信する場合には、申告書第1表又は第1表（続）に利用者識別番号の入力がある相続人等のデータを有効なものとして受け付けることとなりますので、上記のように共同して申告書を提出するか否かの明示を別途行う必要はありません。

あん分割合に小数点以下2位未満の端数があるときは、全員の割合の合計が1.00になるように小数点以下2位未満の端数を調整して記入しても差し支えありません。

この申告書で共同して提出しない人である場合(参考として記載している場合)は(参考)を○で囲んでください(その人の分は申告書とは取り扱いません)。

相続税の申告書(続)

修正

F D 3 5 6 4

※申告期限延長日		年 月 日		※申告期限延長日		年 月 日	
フリガナ	コケイ イチロウ	参考として記載している場合		フリガナ	ゼイム サチコ	参考として記載している場合	
氏名	国税 一郎	(参考)		氏名	税務 幸子	(参考)	
個人番号又は法人番号	12345678901234567890			個人番号又は法人番号	12345678901234567890		
生年月日	昭和57年 3月 24日 (年齢 41歳)			生年月日	昭和59年 2月 14日 (年齢 39歳)		
住所	〒344-xxxx 春日部市○○○3丁目5番16号			住所	〒272-xxxx 市川市○○○6丁目3番1号		
被相続人との続柄	長男	※商事職 取締役		被相続人との続柄	長女	なし	
取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		
※整理番号				※整理番号			
取得財産の価額	129067118	円		取得財産の価額	112678683	円	
相続時精算課税適用財産の価額	24626035	円		相続時精算課税適用財産の価額		円	
債務及び葬式費用の金額	24056340	円		債務及び葬式費用の金額		円	
純資産価額(①+②-③)	129636813	円		純資産価額(①+②-③)	112678683	円	
純資産価額に計算される贈与税額の合計		円		純資産価額に計算される贈与税額の合計	2000000	円	
課税価格(④+⑤)	129636813	円		課税価格(④+⑤)	114678683	円	
法定相続人の数	1			法定相続人の数	1		
相続税の総額	0.26	円		相続税の総額	0.23	円	
一般の場(⑩の場合を除く)	33931300	円		一般の場(⑩の場合を除く)	30016150	円	
農地等納税猶子の適用		円		農地等納税猶子の適用		円	
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額		円		相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額		円	
暦年課税の控除額		円		暦年課税の控除額	90000	円	
配偶者の税額軽減額		円		配偶者の税額軽減額		円	
⑩・⑬以外の税額控除額	11169	円		⑩・⑬以外の税額控除額	96627	円	
計	11169	円		計	186627	円	
差引税額	33820131	円		差引税額	29829523	円	
相続時精算課税分の税額		円		相続時精算課税分の税額		円	
医療法人持分税額控除額		円		医療法人持分税額控除額		円	
小計(⑮-⑰-⑱)	33820100	円		小計(⑮-⑰-⑱)	29829500	円	
納税猶予税額		円		納税猶予税額		円	
申告期限までに納付すべき税額	33820100	円		申告期限までに納付すべき税額	29829500	円	
還付される税額	△	円		還付される税額	△	円	
小計		円		小計		円	
納税猶予税額	00	円		納税猶予税額	00	円	
申告納税額(還付の場合は頭に○を記載)		円		申告納税額(還付の場合は頭に○を記載)		円	
小計の増加額		円		小計の増加額		円	
この申告書が修正申告書である場合		円		この申告書が修正申告書である場合		円	
申告区分				申告区分			
外一フ番号				外一フ番号			
補完番号				補完番号			
申告年月日				申告年月日			
管理補完				管理補完			
確認				確認			
横算				横算			
管理補完				管理補完			
確認				確認			

第1表(続) (令和5年1月分以降用)
この申告書で提出しない人である場合(参考として記載している場合は(参考)を○で囲んでください)。
申告される方のマイナンバー(個人番号)又は法人番号を記入してください。

⑩欄の金額が赤字となるときは、外国税額控除額(第11の2表の1の⑨)がある場合の⑩欄の金額を記入する必要があります。
農業相続人がいる場合には、⑩欄に算出税額を記入します。この場合、⑧欄及び⑨欄を記入する必要はありません。

還付される税額のある相続時精算課税適用者がいる場合には、受取場所を記載する「第1表の付表2」(81ページ)を作成します。

農業相続人がいる場合には(⑩+⑪-⑮)で計算します。

この申告が修正申告である場合で、⑳欄が黒字のときは、100円未満を切り捨ててください。

(資4-20-2-1-A4統一)第1表(続)(令5.7)

⑩欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11の2表の1の⑨)がある場合の⑩欄の金額は、⑨欄の金額によらず、次の算式により計算します。
(算式)

⑩欄の金額 - 左記の金額のうち贈与税の外国税額控除額の金額
(注) 上記の算式で計算する場合の⑩欄の金額は、正の数として計算します。例えば、⑩欄の金額が△2,000千円で、そのうち贈与税の外国税額控除額(その人の第11の2表の1の⑨欄の金額)が500千円である場合の還付される税額(⑩欄の金額)は、2,000千円 - 500千円 = 1,500千円となります。

共同して申告書を提出される方のマイナンバー（個人番号）又は法人番号を記入してください。

納税義務等の承継に係る明細書 (兼相続人の代表者指定届出書)

被相続人

第1表の付表1（令和5年1月分以降用）

この申告書で共同して提出しない人である場合

（参考として記載している場合は参考を○で囲んでください（その人の分は申告書とは取り扱いません。）。

（注）共同して申告書を提出しない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。

この明細書（第1表の付表1）については、共同して申告書を提出するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください（「個人番号又は法人番号」欄を除きます。）。

この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。

① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
 ② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
 ③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等		フリガナ		相統開始年月日		令和 年 月 日	
住所	氏名						
2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額		納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の②又は③の金額)		円	 A	
		還付される税額 (相続税の申告書第1表の②又は③の金額)		△ 円			
3 相続人等の代表者の指定 (相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。)		相続人等の代表者の氏名		_____			
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)		限定承認					
5 相続人等に関する事項							
(1) 住所							
(2) 氏名		フリガナ		フリガナ		フリガナ	
		参考として記載している場合 (参考)		参考として記載している場合 (参考)		参考として記載している場合 (参考)	
(3) 個人番号又は法人番号		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。	
(4) 職業及び被相続人との続柄		職業 続柄		職業 続柄		職業 続柄	
(5) 生年月日		明・大・昭・平・令 年 月 日		明・大・昭・平・令 年 月 日		明・大・昭・平・令 年 月 日	
(6) 電話番号							
(7) 承継割合 B		法定・指定		法定・指定		法定・指定	
(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額		円		円		円	
(9) 各人の(8)の合計		円		円		円	
(10) (8)の(9)に対する割合 [(8)/(9)]		_____		_____		_____	
6 税額		A × B					
		納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て)		00円		00円	
		還付される税額		△ 円		△ 円	

※の項目は記入する必要がありません。

整理番号		0	0	0
番号確認	身元確認			

第1表の付表1（合5.7）

(資4-20-1-2-A4統一)

この表は、還付される税額のある相続時精算課税適用者がいる場合に、
還付される税額の受取場所を記入します。

還付される税額の受取場所

被相続人

この表は、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を承継した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「㊸欄」若しくは「㊹欄」又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

- ① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、
- ② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、

該当する項目に記入してください。

※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行各店舗又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局名等を記入してください。

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協			本店・支店 出張所 本所・支所		
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号		
	その他 ()						
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合			郵便局等の窓口での受取りの場合			
	記号番号 (7～13桁)				郵便局名等		

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協			本店・支店 出張所 本所・支所		
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号		
	その他 ()						
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合			郵便局等の窓口での受取りの場合			
	記号番号 (7～13桁)				郵便局名等		

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協			本店・支店 出張所 本所・支所		
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号		
	その他 ()						
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合			郵便局等の窓口での受取りの場合			
	記号番号 (7～13桁)				郵便局名等		

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協			本店・支店 出張所 本所・支所		
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号		
	その他 ()						
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合			郵便局等の窓口での受取りの場合			
	記号番号 (7～13桁)				郵便局名等		

⑥欄の各人ごとの金額について下の「相続税の速算表」を用いて計算した税額を記入します。

相続税の総額の計算書

被相続人

国税 太郎

第2表 (令和5年1月分以降用)

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。
 なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の⑥欄及び⑦欄並びに⑨欄から⑪欄までは記入する必要がありません。

① 課税価格の合計額		② 遺産に係る基礎控除額		③ 課税遺産総額	
円 498,600,000		3,000万円 + (600万円 × ④ 3人) = 4,800万円		円 450,600,000	
⑤ (第3表) ⑥A ,000		⑥Aの人数及び⑦Aの金額を第1表⑧へ転記します。		⑧ (③-④) 円 ⑨ (⑤-⑧) ,000	

④ 法定相続人 ((注) 1参照)		⑤ 左の法定相続人に応じた法定相続分		第1表の「相続税の総額⑦」の計算		第3表の「相続税の総額⑧」の計算	
氏名	被相続人との続柄	⑥ 法定相続分に 応ずる取得金額 (③×⑤) (1,000円未満切捨て)	⑦ 相続税の総額 の基となる税額 (下の「速算表」 で計算します。)				
国税 花子	妻	$\frac{1}{2}$	225,300,000円	74,385,000円			
国税 一郎	長男	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$	112,650,000円	28,060,000円			
税務 幸子	長女	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$	112,650,000円	28,060,000円			
			,000円				
			,000円				
			,000円				
			,000円				
			,000円				
			,000円				
法定相続人の数	④A 人 合計	1	⑧ 相続税の総額 (⑦の合計額) (100円未満切捨て)		130,505,000円		⑨

法定相続分の合計が「1」になるか確認してください。

○被相続人に養子があるときは、遺産に係る基礎控除額を計算する場合の法定相続人の数に含めるその養子の数が制限される場合があります(2ページ参照)。この制限される場合における養子についても、「④法定相続人」欄に全員記入し、「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄には、次の記載例のように記入します。
 なお、この例の場合、「④法定相続人」の最下欄の「法定相続人の数④A」欄の人数は4人となります。

④法定相続人 ((注) 1参照)		⑤ 左の法定相続人に 応じた 法定相続分	
氏名	被相続人との続柄		
山田花子	妻	$\frac{1}{2}$	
山田太郎	長男	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$	
山田桜子	長女	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$	
山田一郎	養子	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$	
山田二郎	養子	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$	
法定相続人の数	④A 人 合計	1	

(注) 1 ④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合をご覧ください。
 2 ⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記します。財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合は、⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記するとともに、⑪欄の金額を第3表⑦欄へ転記します。

相続税の速算表

法定相続分に 応ずる取得金額	10,000千円 以下	30,000千円 以下	50,000千円 以下	100,000千円 以下	200,000千円 以下	300,000千円 以下	600,000千円 以下	600,000千円 超
税 率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控 除 額	—	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	27,000千円	42,000千円	72,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。

⑥欄の金額×税率-控除額=⑦欄の税額 ⑨欄の金額×税率-控除額=⑩欄の税額

例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額(⑦欄)は、30,000千円×15%-500千円=4,000千円です。

○連帯納付義務について

相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。

第2表(令5.7)

(資4-20-3-A4統一)

この表は、財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合に記入します。

財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の各人の算出税額の計算書

被相続人

第3表 (平成26年分以降用)

私は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けます。

相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人の氏名

(歳) (歳) (歳)

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合には、特例農地等については農業投資価格によって課税財産の価額を計算することになりますので、その被相続人から財産を取得した全ての人は、この表によって各人の算出税額を計算します。

財産を取得した人の氏名		(各人の合計)					
課税価格の計算	取得財産 農業相続人 (第12表⑤)	①		円		円	円
	その人の 他の人 (第1表①・第1表②)	②					
	債務及び葬式費用の金額 (第1表③)	③					
	純資産価額 (①-③)又は(②-③) (赤字のときは0)	④					
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第1表⑤)	⑤					
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	A	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	相続税の総額 (第2表⑩)	⑦	00				
	あん分割合(各人の⑥) A	⑧	1.00				
	算出税額 (⑦×各人の⑧)	⑨		円	円	円	円
	農業相続人の納税猶予の基礎となる税額	⑩	00				
	相続税の総額の差額 農業投資価格超過額(第12表③)	⑪	B				
	各人へのあん分額 (⑩×各人の⑧÷⑥)	⑫					
	各人の算出税額 (⑨+⑫)	⑬					

農業相続人とその他の人では記入する欄が異なります。

農業相続人の氏名を必ず記入してください。

あん分割合に小数点以下2位未満の端数があるときは、全員の割合の合計が1.00になるように小数点以下2位未満の端数を調整して記入しても差し支えありません。

財産を取得した人の氏名							
課税価格の計算	取得財産 農業相続人 (第12表⑤)	①		円		円	円
	その人の 他の人 (第1表①・第1表②)	②					
	債務及び葬式費用の金額 (第1表③)	③					
	純資産価額 (①-③)又は(②-③) (赤字のときは0)	④					
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第1表⑤)	⑤					
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥		,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	相続税の総額 (第2表⑩)	⑦					
	あん分割合(各人の⑥) A	⑧					
	算出税額 (⑦×各人の⑧)	⑨		円	円	円	円
	農業相続人の納税猶予の基礎となる税額	⑩					
	相続税の総額の差額 農業投資価格超過額(第12表③)	⑪					
	各人へのあん分額 (⑩×各人の⑧÷⑥)	⑫					
	各人の算出税額 (⑨+⑫)	⑬					

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基礎となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
 2 各人の⑬欄の金額を第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。
 この場合、第1表の「一般の場合」の「あん分割合⑧」欄及び「算出税額⑨」欄の記入を行う必要はありません。

相続時精算課税適用者以外の人は記入を要しません。

相続税額の加算金額の計算書

被相続人

第4表 (令和5年4月分以降用)

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系尊属を含みます。）及び配偶者以外の人がある場合に記入します。
 なお、相続や遺贈により取得した財産のうち、次の管理残額がある人は、第4表の付表を作成します。
 イ 租税特別措置法第70条の2の2（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）第12項第1号に規定する管理残額のうち、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間であって、被相続人の相続開始前3年以内に被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分
 ロ 租税特別措置法第70条の2の3（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）第12項第2号に規定する管理残額のうち、令和3年3月31日までに被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分
 (注)一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額 (第1表⑨又は第1表⑩の金額)	①	円	円	円	円
相受相続等が相続開始時にかつ、精算時変更された場合、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額	②	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産などで相続税の課税価格に算入された財産の価額 (第1表①+第1表②+第1表⑤)	③				
加算の対象とならない相続税額 (①×②÷③)	④				
措置法第70条の2の2第12項第1号に規定する管理残額がある場合の加算の対象とならない相続税額 (第4表の付表⑦)	⑤	円	円	円	円
措置法第70条の2の3第12項第2号に規定する管理残額がある場合の加算の対象とならない相続税額 (第4表の付表⑧)	⑥	円	円	円	円
相続税額の加算金額 (①×0.2) ただし、上記④～⑥の金額がある場合には、 (①-④-⑤-⑥)×0.2となります。	⑦	円	円	円	円

(注) 1 相続時精算課税適用者である孫が相続開始の時までに被相続人の養子となった場合は、「相続時精算課税に係る贈与を受けている人で、かつ、相続開始の時までに被相続人との続柄に変更があった場合」には含まれませんので②欄から④欄までの記入は不要です。
 2 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額⑪」欄に転記します。

暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

国税 太郎

第4表の2 (平成31年1月分以降用)

この表は、第14表の「1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細」欄に記入した財産のうち相続税の課税価格に加算されるものについて、贈与税が課税されている場合に記入します。

控除を受ける人の氏名		税務 幸子			
贈与税の申告書の提出先		税務署		税務署	
相続開始の年の前年分(令和4年分)	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産(特例贈与財産)を取得した場合				
	相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	①	円	円	円
	①のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(贈与税額の計算の基礎となった価額)	②			
	その年分の暦年課税分の贈与税額(裏面の「2」参照)	③			
	控除を受ける贈与税額(特例贈与財産分) (③×②÷①)	④			
相続開始の年の前々年分(令和3年分)	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けない財産(一般贈与財産)を取得した場合				
	相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(贈与税の配偶者控除後の金額)	⑤	円	円	円
	⑤のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(贈与税額の計算の基礎となった価額)	⑥			
	その年分の暦年課税分の贈与税額(裏面の「3」参照)	⑦			
	控除を受ける贈与税額(一般贈与財産分) (⑦×⑥÷⑤)	⑧			
相続開始の年の前々々年分(令和2年分)	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産(特例贈与財産)を取得した場合				
	相続開始の年の前々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	⑨	円	円	円
	⑨のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(贈与税額の計算の基礎となった価額)	⑩			
	その年分の暦年課税分の贈与税額(裏面の「2」参照)	⑪			
	控除を受ける贈与税額(特例贈与財産分) (⑪×⑩÷⑨)	⑫			
相続開始の年の前々々々年分(令和1年分)	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けない財産(一般贈与財産)を取得した場合				
	相続開始の年の前々々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(贈与税の配偶者控除後の金額)	⑬	円	円	円
	⑬のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(贈与税額の計算の基礎となった価額)	⑭			
	その年分の暦年課税分の贈与税額(裏面の「3」参照)	⑮			
	控除を受ける贈与税額(一般贈与財産分) (⑮×⑭÷⑬)	⑯			
相続開始の年の前々々々々年分(令和0年分)	贈与税の申告書の提出先	市川 税務署			
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産(特例贈与財産)を取得した場合				
	相続開始の年の前々々々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	⑰	2,000,000	円	円
	⑰のうち相続開始の日から遡って3年前の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額(贈与税額の計算の基礎となった価額)	⑱	2,000,000		
	その年分の暦年課税分の贈与税額(裏面の「2」参照)	⑲	90,000		
相続開始の年の前々々々々々年分(令和-1年分)	控除を受ける贈与税額(特例贈与財産分) (⑲×⑱÷⑰)	⑳	90,000		
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けない財産(一般贈与財産)を取得した場合				
	相続開始の年の前々々々々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(贈与税の配偶者控除後の金額)	㉑	円	円	円
	㉑のうち相続開始の日から遡って3年前の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額(贈与税額の計算の基礎となった価額)	㉒			
	その年分の暦年課税分の贈与税額(裏面の「3」参照)	㉓			
暦年課税分の贈与税額控除額計	控除を受ける贈与税額(一般贈与財産分) (㉓×㉒÷㉑)	㉔			
	暦年課税分の贈与税額控除額計 (④+⑧+⑫+⑯+㉔)	㉕	90,000	円	円

特定贈与財産(4ページ参照)に該当するものがある場合には、被相続人から贈与を受けた財産の総額からその特定贈与財産の価額を差し引いた金額を記入します。

第4表の2 (令5.7)

(資4-20-5-3-A4 統一)

それぞれのその年に課税された暦年課税分の贈与税額(利子税、延滞税及び加算税の額は含まれません。)を記入します。
 なお、同年中に贈与により取得した財産が「特例贈与財産」と「一般贈与財産」の両方の財産である場合には、申告書第4表の2裏面の【記入に当たっての留意事項】をご確認ください。

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人

国税 太郎

第5表 (平成21年4月分以降用)

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合 (この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第1表の④の金額) $\left[\begin{array}{c} \text{配偶者の} \\ \text{法定相続分} \end{array} \right]$			④※ 円	
		498,600,000円 × $\frac{1}{2}$ = 249,300,000円			249,300,000	
		上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円				
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①-④+⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)	
	円	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	④ (②-③)の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0)	円	円 ※
256,646,350	円	3,359,600	円	3,359,600	円	254,286,000
⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額)	円	⑧ ④の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑨ 課税価格の合計額 (第1表の④の金額)	⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)	
130,505,000	円	249,300,000		498,600,000	円	
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑨又は⑩の金額) (第1表の配偶者の⑩の金額)			⑪ 円		
円	66,557,550円 - 0円			66,557,550		
配偶者の税額軽減額	(⑩の金額と⑪の金額のうちいずれか少ない方の金額)				⑫ 円	
円	65,252,500				65,252,500	

(注) ⑫の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

円単位まで計算した金額を記入します。

配偶者が農業相続人である場合には、第1表の⑩欄の金額を記入します。

2 配偶者以外の人が農業相続人である場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第3表の④の金額) $\left[\begin{array}{c} \text{配偶者の} \\ \text{法定相続分} \end{array} \right]$			④※ 円	
		,000円 × $\frac{\quad}{\quad}$ = 円				
		上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円				
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①-④+⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)	
	円	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	④ (②-③)の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0)	円	円 ※
	円		円		円	,000
⑦ 相続税の総額 (第3表の⑦の金額)	円	⑧ ④の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑨ 課税価格の合計額 (第3表の④の金額)	⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)	
円	円			円	円	
00	円			,000		
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑩の金額) (第1表の配偶者の⑩の金額)			⑪ 円		
円	円 - 円			円		
配偶者の税額軽減額	(⑩の金額と⑪の金額のうちいずれか少ない方の金額)				⑫ 円	
円					円	

(注) ⑫の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

※ 相続税法第19条の2第5項(隠蔽又は仮装があった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用)の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表の④の金額)、⑥、⑦、⑨、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第3表の④の金額)、⑩、⑪及び⑫の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。

未成年者控除額 障害者控除額の計算書

被相続人

第6表 (令和5年1月分以降用)

1 未成年者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満18歳にならない人がいる場合に記入します。)

未成年者の氏名					計	
年齢 (1年未満切捨て)	①	歳	↓ 歳	歳	歳	
未成年者控除額	②	10万円×(18歳-__歳)	10万円×(18歳-__歳)	10万円×(18歳-__歳)	10万円×(18歳-__歳)	円
		= 0,000円	= 0,000円	= 0,000円	= 0,000円	0,000
未成年者の第1表の(⑨+⑩-⑫-⑬)又は(⑩+⑪-⑬-⑭)の相続税額	③	円	円	円	円	円
(注) 1 過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第8の8表1のその未成年者の「未成年者控除額①」欄に転記します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。						
控除しきれない金額(②-③)	④	円	円	円	円	計 円
(扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額) ④欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。						
扶養義務者の氏名						計
扶養義務者の第1表の(⑨+⑩-⑫-⑬)又は(⑩+⑪-⑬-⑭)の相続税額	⑤	円	円	円	円	円
未成年者控除額	⑥					
(注) 各人の⑥欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第8の8表1の「未成年者控除額①」欄に転記します。						

過去の相続の際に未成年者控除の適用を受けた人で控除額に制限がある場合(12ページ参照)には、今回受けることができる金額を②欄に記入するとともに余白にその計算の明細を記入し、「10万円×(18歳-歳)」の文字を二本線で抹消してください。

2 障害者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、一般障害者又は特別障害者がいる場合に記入します。)

	一般障害者	特別障害者		計		
障害者の氏名						
年齢 (1年未満切捨て)	①	↓ 歳	↓ 歳	↓ 歳		
障害者控除額	②	10万円×(85歳-__歳)	10万円×(85歳-__歳)	20万円×(85歳-__歳)	20万円×(85歳-__歳)	円
		= 0,000円	= 0,000円	= 0,000円	= 0,000円	0,000
障害者の第1表の(⑨+⑩-⑫-⑬)-第8の8表1の①又は第1表の(⑩+⑪-⑬-⑭)-第8の8表1の①の相続税額	③	円	円	円	円	円
(注) 1 過去に障害者控除の適用を受けた人の控除額は、②欄により計算した金額とは異なりますので税務署にお尋ねください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第8の8表1のその障害者の「障害者控除額②」欄に転記します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。						
控除しきれない金額(②-③)	④	円	円	円	円	計 円
(扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額) ④欄の金額は、障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。						
扶養義務者の氏名						計
扶養義務者の第1表の(⑨+⑩-⑫-⑬)-第8の8表1の①又は第1表の(⑩+⑪-⑬-⑭)-第8の8表1の①の相続税額	⑤	円	円	円	円	円
障害者控除額	⑥					
(注) 各人の⑥欄の金額を障害者控除を受ける扶養義務者の第8の8表1の「障害者控除額②」欄に転記します。						

過去の相続の際に障害者控除の適用を受けた人で控除額に制限がある場合(12ページ参照)には、今回受けることができる金額を②欄に記入するとともに余白にその計算の明細を記入し、「10万円×(85歳-歳)」又は「20万円×(85歳-歳)」の文字を二本線で抹消してください。なお、この場合の障害者控除額の計算方法については税務署にお尋ねください。

相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。

相次相続控除額の計算書

被相続人

国税 太郎

第7表 (令和5年1月分以降用)

この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。

1 相次相続控除額の総額の計算

前の相続に係る被相続人の氏名	前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人との続柄	前の相続に係る相続税の申告書の提出先
国税 太助	国税 太郎の父	春日部 税務署
① 前の相続の年月日	② 今回の相続の年月日	③ 前の相続から今回の相続までの期間(1年未満切捨て)
平成 26 年 3 月 10 日	令和 5 年 5 月 10 日	9 年
④ 10年 - ③ の年数		1 年
⑤ 被相続人が前の相続の時に取得した純資産価額(相続時精算課税適用財産の価額を含みます。)	⑥ 前の相続の際の被相続人の相続税額	⑦ (⑤-⑥)の金額
19,411,546 円	4,250,000 円	15,161,546 円
⑧ 今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した全ての人の純資産価額の合計額(第1表の④の合計金額)		495,602,246 円
(⑥の相続税額)	4,250,000 円 × $\frac{\text{⑧の金額}}{\text{⑦の金額}}$	495,602,246 円 × $\frac{1}{10}$ 年 =
	15,161,546 円	425,000 円
相次相続控除額の総額 (A)		

2 各相続人の相次相続控除額の計算

(1) 一般の場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入します。)

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑨ 相次相続控除額の総額	⑩ 各相続人の純資産価額(第1表の各人の④の金額)	⑪ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額(第1表の④の各人の合計)	⑫ 各人の⑩の割合	⑬ 各人の相次相続控除額(⑨×各人の⑫の割合)
国税 花子	(上記⑨の金額)	253,286,750 円	495,602,246 円	0.5110686	217,204 円
国税 一郎		129,636,813		0.2615743	111,169
税務 幸子		112,678,683		0.2273570	96,627
	425,000 円				

(2) 相続人のうちに農業相続人がいる場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入します。)

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑭ 相次相続控除額の総額	⑮ 各相続人の純資産価額(第3表の各人の④の金額)	⑯ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額(第3表の④の各人の合計)	⑰ 各人の⑮の割合	⑱ 各人の相次相続控除額(⑭×各人の⑰の割合)
	(上記⑭の金額)				

(注) 1 ⑥欄の相続税額は、相続時精算課税分の贈与税額控除後の金額をいい、その被相続人が納税猶予の適用を受けていた場合の免除された相続税額並びに延滞税、利子税及び加算税の額は含まれません。
2 各人の⑬又は⑱欄の金額を第8の8表1のその人の「相次相続控除額③」欄に転記します。

外国税額控除額の計算書

被相続人

第8表 (令和5年1月分以降用)

1 外国税額控除 (この表は、課税される財産のうち外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。)

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税		③ ①の日現在における邦貨換算率	④ 邦貨換算税額 (②×③)	⑤ 邦貨換算在外純財産の価額	⑥ ⑤の金額取得財産の価額の割合	⑦ 相次相続控除後の税額×⑥	⑧ 控除額 (④と⑦のうちいずれか少ない方の金額)
	国名及び税の名称	① 納期限 (年月日)						
		..			円			円
		..						
		..						
		..						
		..						
		..						

- (注) 1 ⑤欄は、在外財産の価額(被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。)からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。
 2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。
 3 各人の⑧欄の金額を第8表1のその人の「外国税額控除額④」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額 (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名			
納税猶予の基となる税額 (第3表の各農業相続人の⑫の金額)	①	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑦×第3表の各農業相続人の⑫の金額)	②		
納上税の税額控除額の計算額 (第1表の各農業相続人の⑮+⑰の金額)	③		
第3表⑨の各農業相続人の算出税額	④		
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑦×第3表の各農業相続人の⑫の金額)	⑤		
(③-(④+⑤))の金額 (赤字のときは0)	⑥		
農地等納税猶予税額 (①+②-⑥) (100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦	00	00

- (注) 1 各人の⑦欄の金額を第8表2のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。なお、その人が、他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、第8表7の⑱欄の金額を第8表2のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。
 2 この申告が修正申告である場合の⑦欄に記入する金額は、⑦欄の「①+②-⑥」の金額が修正前の「農地等納税猶予税額」の金額を超える場合には、当該修正前の「農地等納税猶予税額」の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(期限内申告において第12表に記入した特例農地等に限りません。)の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときの⑦欄の金額は、当該修正前の「農地等納税猶予税額」の金額を超えることができます。

この計算書は、非上場株式等についての相続税の納税猶予に係る「特例措置」の適用を受ける場合に記入します。非上場株式等についての相続税の納税猶予に係る「一般措置」の適用を受ける場合には、この計算書ではなく第8の2表に記入してください。

特例株式等納税猶予税額の計算書（特例措置用）

第8の2表（令和5年1月分以降用）

<p>この計算書は、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての相続税の納税猶予に係る「特例措置」の適用を受ける場合に納税猶予税額（特例株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。</p> <p>(注) 1 特例経営承継相続人等及び特例経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2の2表）において「特例経営承継人」と表記しています。</p> <p>2 非上場株式等についての相続税の納税猶予に係る「一般措置」の適用を受ける場合には第8の2表を使用してください。</p>	<p>被相続人</p> <p>特例経営承継人</p> <p>（特例経営承継相続人等、特例経営相続承継受贈者）</p>
--	--

私は、第8の2の2表の付表1の「2 特例対象非上場株式等の明細」又は第8の2の2表の付表2の「2 特例対象相続非上場株式等の明細」に記載した会社の株式（出資）のうち各明細の③欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項、同法第70条の7の8第1項）の適用を受けます。

1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

① 特例経営承継人の第8の2の2表の付表1・付表2のA欄の合計額	円
② 特例経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（第1表のその人の③欄の金額）	
③ 特例経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額（その特例経営承継人の第1表の(①+②)（又は第3表の①欄）の金額）	
④ 控除未済債務額（①+②-③）の金額（赤字の場合は0）	
⑤ 特定価額（①-④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	,000
⑥ 特例経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（その特例経営承継人以外の者の第1表の⑥欄（又は第3表の⑥欄）の金額の合計）	,000
⑦ 基礎控除額（第2表の⑦欄の金額）	,000,000
⑧ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑥-⑦）	,000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

⑨ 法定相続人の氏名	⑩ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算	
		⑪ 法定相続分に応ずる取得金額 (⑧×⑩)	⑫ 相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	⑬ 相続税の総額（⑫の合計額）	00

(注) 1 ③欄の「第1表の(①+②)」の金額は、特例経営承継人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「第3表の①欄」の金額となります。また、⑥欄の「第1表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の⑥欄」の金額となります。

2 ⑨及び⑩欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 特例株式等納税猶予税額の計算

① (特例経営承継人の第1表の(⑤+⑩-⑫))の金額	円
② 特定価額に基づく特例経営承継人の算出税額（1の⑬×1の⑤/1の(⑤+⑥)）	
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）	
a (②+③-特例経営承継人の第1表の⑫)の金額（赤字の場合は0）	
b 特例経営承継人の第1表の⑥欄に基づく算出税額（その人の第1表の(⑨(又は⑩)+⑪-⑫)）（赤字の場合は0）	
④ (①+a-b)の金額（赤字の場合は0）	
⑤ (a-④)の金額（赤字の場合は0）	
⑥ 特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの特例株式等納税猶予税額（注2参照）	
イ (会社名) に係る特例株式等納税猶予税額（⑤×イの株式等に係る価額/1の①）(100円未満切捨て)	00
ロ (会社名) に係る特例株式等納税猶予税額（⑤×ロの株式等に係る価額/1の①）(100円未満切捨て)	00
ハ (会社名) に係る特例株式等納税猶予税額（⑤×ハの株式等に係る価額/1の①）(100円未満切捨て)	00
⑦ 特例株式等納税猶予税額（⑤の金額（100円未満切捨て）（又は⑥の金額の合計額））（注3参照）	A 00

(注) 1 b欄の算式中の「第1表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第1表の⑩」の金額とします。

2 ⑥欄について、特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等に係る会社が1社の場合、⑥欄の記入は行わず、⑤欄の金額を⑦欄のA欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2の2表の付表1の「2 特例対象非上場株式等の明細」の⑤欄のA欄及び第8の2の2表の付表2の「2 特例対象相続非上場株式等の明細」の⑤欄のA欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの特例株式等納税猶予税額を記載し添付してください。

3 ⑦欄のA欄の金額を特例経営承継人の第8の8表2の「特例株式等納税猶予税額③」欄に転記します。なお、特例経営承継人が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑦欄のA欄の金額によらず、第8の7表の⑩欄の金額を特例経営承継人の第8の8表2の「特例株式等納税猶予税額③」欄に転記します。

4 この申告が修正申告である場合の⑤欄に記入する金額は、⑤欄の「a-④」の金額が修正前の当該金額を超える場合には、当該修正前の金額にとどめます（⑥及び⑦欄も同様です。）。ただし、この特例の適用を受ける特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等（期限内申告において第8の2の2表の付表1の「2 特例対象非上場株式等の明細」及び第8の2の2表の付表2の「2 特例対象相続非上場株式等の明細」に記入した特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等に限り、）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときの⑤欄の金額は、当該修正前の金額を超えることができます。

※税務署整理欄	入力	確認		
---------	----	----	--	--

第8の2の2表（令5.7）

特例経営承継人が2人以上いる場合には、特例経営承継人ごとにこの計算書を作成します。

1の税額控除又は2の納税猶予の適用を受けない人は記入を要しません。

この内訳書は、1の税額控除又は2の納税猶予の適用を受ける人がいる場合に作成します(相続税の納税猶予等の適用を受ける場合に作成する申告書については、75ページの(3)をご確認ください。)。この内訳書で計算した合計欄の金額を第1表の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」及び「納税猶予税額⑳」欄に転記します。
(注) この記載例では「税務幸子」の記載を省略しています。

税額控除額及び納税猶予税額の内訳書

F D 3 5 7 2

(単位は円)

被相続人

国税 太郎

1 税額控除額

この表は、「未成年者控除」、「障害者控除」、「相次相続控除」又は「外国税額控除」の適用を受ける人が第1表の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」欄に記入する金額の計算のために使用します。

		(氏名)	国税 花子	(氏名)	国税 一郎
※ 整理番号			□□□□□□□□		□□□□□□□□
未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)	①		□□□□□□□□		□□□□□□□□
障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	②		□□□□□□□□		□□□□□□□□
相次相続控除額 (第7表⑬又は⑭)	③		□□□□□□217204		□□□□□□111169
外国税額控除額 (第8表1⑧)	④		□□□□□□□□		□□□□□□□□
合計 (①+②+③+④)	⑤		□□□□□□217204		□□□□□□111169

(注) 各人の⑤欄の金額を第1表のその人の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」欄に転記します。

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

第8の8表 (令和5年1月分以降用)

(単位は円)

2 納税猶予税額

この表は、次の相続税の特例の適用を受ける人が第1表の「納税猶予税額⑳」欄に記入する金額の計算のために使用します。

- 農地等についての納税猶予及び免除等 (租税特別措置法第70条の6第1項)
- 非上場株式会社等についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項)
- 非上場株式会社等についての納税猶予及び免除の特例 (租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項)
- 山林についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の6第1項)
- 医療法人の持分についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の7の12第1項)
- 特定の美術品についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の7第1項)
- 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の10第1項)

		(氏名)	国税 花子	(氏名)	国税 一郎
※ 整理番号			□□□□□□□□		□□□□□□□□
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	①		□□□□□□□□		□□□□□□□□
株式等納税猶予税額 (第8の2表2A)	②		□□□□□□□□		□□□□□□□□
特例株式等納税猶予税額 (第8の2の2表2A)	③		□□□□□□□□		□□□□□□□□
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧)	④		□□□□□□□□		□□□□□□□□
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	⑤		□□□□□□□□		□□□□□□□□
美術品納税猶予税額 (第8の5表2A)	⑥		□□□□□□□□		□□□□□□□□
事業用資産納税猶予税額 (第8の6表2A)	⑦		□□□□□□□□		□□□□□□□□
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧		□□□□□□□□		□□□□□□□□

- (注) 1 上記(1)~(7)の特例又は医療法人の持分についての相続税の税額控除(租税特別措置法第70条の7の13第1項)のうち2以上の特例の適用を受ける人がいる場合は、その人の①~⑦欄には、第8の7表の「3 納税猶予税額等」のうち①~⑦欄に対応する欄の金額を転記します。
2 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「納税猶予税額⑳」欄に転記します。

※税務署整理欄 申告区分 □□ 年分 □□□□ 名簿番号 □□□□□□□□ 申告年月日 □□□□□□□□ グループ番号 □□□□

生命保険金などの明細書

被相続人

国税 太郎

第9表 (平成21年4月分以降用)

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
千代田区〇〇2丁目×番	〇〇生命保険(相)	5・7・6	29,629,483 ^円	国税 一郎
千代田区〇〇2丁目×番	〇〇生命保険(相)	5・7・6	5,000,000	国税 一郎
千代田区〇〇1丁目×番	××生命保険(相)	5・7・13	10,000,000	国税 一郎
中央区〇〇2丁目×番	△△生命保険(相)	5・8・4	20,000,000	税務 幸子
中央区〇〇1丁目×番	(株)〇〇生命保険	5・9・1	10,768,125	税務 幸子

(注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
 2 相続人以外の方が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。
 3 相続時精算課税適用財産は含まれません。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	〔第2表の(A)の法定相続人の数〕 (500万円 × <input type="text" value="3"/> 人 により計算した金額を右の(A)に記入します。)		(A) 円
			15,000,000
保険金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 保険金など の金額	② 非課税金額 (A × $\frac{\text{各人の①}}{\text{B}}$)	③ 課税金額 (①-②)
国税 一郎	44,629,483 ^円	8,878,826 ^円	35,750,657 ^円
税務 幸子	30,768,125	6,121,174	24,646,951
合計	(B) 75,397,608	15,000,000	60,397,608

(注) 1 (B)の金額が(A)の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
 2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第9表(令5.7)

(資4-20-10-A4統一)

相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。

退職手当金などの明細書

被相続人

国税 太郎

第10表 (平成21年4月分以降用)

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金などの名称	受取金額	受取人の氏名
文京区〇〇 1丁目3番5号	〇〇商事(株)	5・7・6	退職金	40,000,000 円	国税 花子
文京区〇〇 1丁目3番5号	〇〇商事(株)	5・7・6	功労金	5,000,000	国税 花子
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			

- (注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
 2 相続人以外の人が受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金などの非課税限度額	〔第2表の(A)の〕 法定相続人の数 (500万円 × <input type="text" value="3"/> 人 により計算した金額を右の(A)に記入します。)		(A) 円 15,000,000
退職手当金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 退職手当金 などの金額	② 非課税金額 各人の① (A × $\frac{\text{①}}{\text{B}}$)	③ 課税金額 (①-②)
国税 花子	45,000,000 円	15,000,000 円	30,000,000 円
合計	(B) 45,000,000	15,000,000	30,000,000

- (注) 1 (B)の金額が(A)の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
 2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第10表(令5.7)

(資4-20-11-A4統一)

相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。

遺産の全部又は一部について分割がされている場合には、分割の日を記入してください。

遺産の分割の状況に応じて該当する数字に○を付けてください。

相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人

国税 太郎

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

各欄の記入に当たっては、107ページ「申告書第11表の取得した財産の種類、細目、利用区分、銘柄等の記載要領」によります。

(参考)

特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例(租税特別措置法第69条の6)の適用を受ける場合は、その「財産の明細」欄の「所在場所等」に「措置法第69条の6第1項適用」と付記します。

遺産の分割状況		区 分	① 全 部 分 割	2 一 部 分 割	3 全 部 未 分 割			
分割の日		5・8・16			・			
種 類	細 目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数 量	単 価	価 額	分割が確定した財産	
				固定資産税評価額	倍 数		取得した人の氏名	取得財産の価額
土地	宅地	自用(居住用)	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	165.00㎡	円	12,870,000	国税 花子	(持分1/2) 6,435,000
					(11-11の2表の付表1のとおり)		国税 一郎	(持分1/2) 6,435,000
土地	宅地	貸家建付地	春日部市〇〇〇3丁目5番17号	150.00㎡		30,810,000	国税 花子	30,810,000
					(11-11の2表の付表1のとおり)			
土地	宅地	貸家建付地	文京区〇〇1丁目3番5号	150.00㎡	236,340	35,451,000	国税 花子	35,451,000
土地	宅地	自用(未利用地)	春日部市〇〇〇2丁目3番4号	150.00㎡	280,000	42,000,000	国税 花子	(持分2/3) 28,000,000
							税務 幸子	(持分1/3) 14,000,000
土地	宅地	貸家建付地	春日部市〇〇1丁目1番	1,125.00㎡	237,500	8,550,000	税務 幸子	8,550,000
	(小計)				(持分 6,144/192,000)			
						(129,681,000)		
土地	山林	普通山林	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇13番2	30,000.00㎡	241,140	3,617,100	国税 一郎	3,617,100
	(小計)					(3,617,100)		
[計]						[133,298,100]		
家屋等	家屋等	自用家屋(鉄コ2・居宅)	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	120.00㎡		3,874,960	国税 花子	3,874,960
				3,874,960	1.0			
家屋等	家屋等	貸家(鉄コ2・店舗)	春日部市〇〇〇3丁目5番17号	93.00㎡		2,372,489	国税 花子	2,372,489
				3,389,270	0.7			
家屋等	家屋等	貸家(鉄コ3・店舗)	文京区〇〇1丁目3番5号	184.50㎡		5,983,601	国税 花子	5,983,601
				8,548,002	0.7			
家屋等	家屋等	貸家(鉄コ10・居宅)	春日部市〇〇1丁目1番(101号)	72.50㎡		12,044,900	税務 幸子	12,044,900
				17,207,000	0.7			
合 計	財産を取得した人の氏名	(各人の合計)						
表	分割財産の価額 ①	円	円	円	円	円	円	円
	未分割財産の価額 ②							
	各人の取得財産の価額 (①+②) ③							

第11表(令5.7)

(資4-20-12-1-A4統一)

第11表 (令和2年4月分以降用)

相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人 国税 太郎

第11表
(令和2年4月分以降用)

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。									
遺産の分割状況		区	分	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割			
		分割の日							
財産の明細							分割が確定した財産		
種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	取得した人の 氏名	取得財産の 価額	
				固定資産税 評価価額	倍				
円							円	円	円
[計]						[24,275,950]			
有価証券	特定同族会社の株式 (配当還元方式)	株〇〇	春日部市〇〇 3丁目×番×号	1,000株	50	50,000	国税 花子	50,000	
	(小計)					(50,000)			
有価証券	特定同族会社の株式 (その他の方式)	〇〇商事株	文京区〇〇 1丁目3番5号	5,000株	13,800	69,000,000	国税 花子	69,000,000	
	(小計)					(69,000,000)			
有価証券	上記以外の株式	〇〇建設株	△△証券 春日部支店	10,000株	783	7,830,000	国税 花子	7,830,000	
					(東証)				
有価証券	上記以外の株式	〇〇石油株	△△証券 春日部支店	5,000株	719	3,595,000	国税 一郎	3,595,000	
					(東証)				
有価証券	上記以外の株式	〇〇電鉄株	△△証券 春日部支店	10,000株	556	5,560,000	国税 一郎	5,560,000	
					(東証)				
有価証券	上記以外の株式	〇〇電力株	△△証券 春日部支店	5,000株	2,820	14,100,000	税務 幸子	14,100,000	
					(名証)				
	(小計)					(31,085,000)			
有価証券	公債	10年利付国債 第×××回	△△証券 春日部支店			3,158,700	税務 幸子	3,158,700	
有価証券	社債	一般事業債〇〇 第×回第×号	△△証券 春日部支店			3,432,000	税務 幸子	3,432,000	
	(小計)					(6,590,700)			
有価証券	証券投資信託 の受益証券	〇〇投資 〇〇ファンド	△△証券 春日部支店	200口	8,310	1,662,000	税務 幸子	1,662,000	
有価証券	貸付信託の 受益証券	〇〇信託銀行 貸付信託〇号〇回	〇〇信託銀行 △△支店			5,240,700	国税 一郎	5,240,700	
合計	財産を取得した人の氏名	(各人の合計)							
表	分割財産の価額 ①	円	円	円	円	円	円	円	円
	未分割財産の価額 ②								
	各人の取得財産の 価額 (① + ②) ③								

第11表(令5.7)

(資4-20-12-1-A4統一)

相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人

国税 太郎

第11表
(令和2年4月分以降用)

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。									
遺産の分割状況		区 分		1 全 部 分 割		2 一 部 分 割		3 全 部 未 分 割	
		分 割 の 日		.		.		.	
財 産 の 明 細						分割が確定した財産			
種 類	細 目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数 量	単 価	価 額	取得した人の 氏 名	取得財産の 価 額	
	(小計)				円	円			円
	[計]				円	(6,902,700)			
現金預貯金等	現金預貯金等	現金	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号			450,000	国税 花子	450,000	
現金預貯金等	現金預貯金等	普通預金	〇〇銀行 〇〇支店			2,344,900	国税 花子	2,344,900	
現金預貯金等	現金預貯金等	定期預金	〇〇銀行 〇〇支店			38,113,910	国税 一郎	38,113,910	
現金預貯金等	現金預貯金等	定期預金	〇〇銀行 〇〇支店			21,609,700	国税 花子	21,609,700	
現金預貯金等	現金預貯金等	普通預金	××銀行 ××支店			3,676,701	国税 一郎	3,676,701	
現金預貯金等	現金預貯金等	定期預金	××銀行 ××支店			31,084,132	税務 幸子	31,084,132	
現金預貯金等	現金預貯金等	普通預金	Bank of 〇〇 ×× Branch	\$20,800	105	2,184,000	国税 花子	2,184,000	
	[計]					[99,463,343]			
家庭用財産	家庭用財産	家具等一式	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号			2,500,000	国税 花子	2,500,000	
	[計]					[2,500,000]			
その他の財産	生命保険金等					35,750,657	国税 一郎	35,750,657	
その他の財産	生命保険金等					24,646,951	税務 幸子	24,646,951	
	(小計)					(60,397,608)			
合 計 表	財産を取得した人の氏名	(各人の合計)							
	分割財産の価額 ①	円	円	円	円	円	円	円	円
	未分割財産の価額 ②								
	各人の取得財産の 価額 (①+②) ③								

(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。
2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から⑩までの該当欄に転記します。

相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人 国税 太郎

第11表 (令和2年4月分以降用)

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

遺産の分割状況		区分	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割	分割が確定した財産		
		分割の日				取得した人の氏名	取得財産の価額	
財産の明細								
種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量 固定資産税 評価額	単価 倍 数	価額	取得した人の 氏名	取得財産の 価額
その他の財産	退職手当 金等					円 30,000,000	国税 花子	円 30,000,000
	(小計)					(30,000,000)		
その他の財産	立木	ひのき 65年生	〇〇県〇〇都 〇〇町〇〇13番2	3ha	1,011,000 0.85	2,578,050	国税 一郎	2,578,050
	(小計)					(2,578,050)		
その他の財産	その他	ゴルフ会員権 (〇〇カントリークラブ)	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号			24,500,000	国税 一郎	24,500,000
その他の財産	その他	未収家賃 (〇〇商事株)	文京区〇〇 1丁目3番5号			538,350	国税 花子	538,350
その他の財産	その他	絵画 (〇〇作××他)	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号	3点	(別紙のとおり)	7,212,350	国税 花子	7,212,350
	(小計)					(32,250,700)		
	[計]					[125,226,358]		
	[合計]					[498,392,151]		
合計	財産を取得した人の氏名	(各人の合計)		国税 花子	国税 一郎	税務 幸子		
表	分割財産の価額 ①	498,392,151 円		256,646,350 円	129,067,118 円	112,678,683 円	円	円
	未分割財産の価額 ②							
	各人の取得財産の 価額 (①+②) ③	498,392,151		256,646,350	129,067,118	112,678,683		

相続人及び包括受遺者の取得した立木については、時価の85%相当額で評価することとなっていますので、この欄に0.85と記入します。
なお、「特定計画山林の特例」の適用を受ける場合には、時価の85%相当額で評価した価額を第11・11の2表の付表4の1の①に記入します。

(参考)
代償財産の書き方
・「種類」欄には「その他の財産」と記入します。
・「細目」欄には「代償財産」と記入します。
・「利用区分、銘柄等」欄には他の財産と同様に記入します。
・「価額」欄には、その財産の価額を負数と正数で2段書きします。例えば510万円の財産の場合は、
「△5,100,000
5,100,000」と記入します。

未分割財産の価額の合計額を各相続人が相続分(寄与分を除きます。)に応じて取得するとした場合に計算される金額を記入します。

「2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細」欄に記載した財産について、贈与税の外国税額控除の適用を受けている場合に記載します。

相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人 国税 太郎

第11の2表
(令和5年1月分以降用)

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与を受けた年分	③ 贈与税の申告書を提出した税務署の名称	④ ②の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）	⑤ ④の財産に係る贈与税額（贈与税の外国税額控除前の金額）	⑥ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1	国税 一郎	令和元年分	春日部税務署	24,626,035 円	円	円
2						
3						
4						
5						
6						
贈与を受けた人ごとの相続時精算課税適用財産の課税価格及び贈与税額の合計額	氏名	(各人の合計)	国税 一郎			
	⑦ 課税価格の合計額(④の合計額)	24,626,035 円	24,626,035 円	円	円	円
	⑧ 贈与税額の合計額(⑤の合計額)					
	⑨ ⑧のうち贈与税額に係る外国税額控除額の合計額(⑥の合計額)					

(注) 1 相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の中途に死亡した場合の③欄は「相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称」を記入してください。
2 ④欄の金額は、下記2の③の「価額」欄の金額に基づき記入します。
3 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の⑩欄にそれぞれ転記します。
4 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額⑪」欄に転記します。

利子税、延滞税及び加算税の額は含まれません。

2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細
(上記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。)

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与年月日	③ 相続時精算課税適用財産の明細					
			種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	価額
1	国税 一郎	元・5・14	有価証券	特定同族会社の株式(その他の方式)〇〇商事株		文京区〇〇1丁目3番5号	2,000株	14,624,000 円
1	国税 一郎	元・5・14	現金預貯金		定期預金	〇〇銀行〇〇支店		10,002,035

(注) 1 この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。
2 ③の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の⑦欄の金額と⑧欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の⑨欄の金額の合計額を、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の④欄の金額を記入します。

特例の対象となり得る財産を取得した人全員の氏名を記入します。特例の適用を受けない人の氏名も必ず記入してください。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

FD3549

被相続人 国税 太郎

この表は、小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうち、「特定計画山林の特例」の対象となり得る財産又は「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等その他の一定の財産がある場合には、第11・11の2表の付表2を、「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2表の付表2の2を作成します（第11・11の2表の付表2又は付表2の2を作成する場合には、この表の「1 特例の適用にあたっての同意」欄の記入を要しません。）。（注）この表の1又は2の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1（続）を使用します。

第11・11の2表の付表1

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

1 特例の適用にあたっての同意
この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等取得した全ての人の氏名を記入します。私（私たちは）、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。

氏名	国税 花子	国税 一郎	税務 幸子
----	-------	-------	-------

(注) 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。

2 小規模宅地等の明細
この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。

「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。
小規模宅地等の種類：① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等

選択した小規模宅地等	小規模宅地等の種類	① 特例の適用を受ける取得者の氏名〔事業内容〕	⑤ ③のうち小規模宅地等（「限度面積要件」を満たす宅地等）の面積
		② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等（④× $\frac{80}{100}$ ）の価額
	③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額（⑥×⑨）	⑧ 課税価格に算入する価額（④－⑦）
	④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑧ 課税価格に算入する価額（④－⑦）	
1	① 国税 花子	⑤ 82.5	mi
	② 春日部市〇〇〇3丁目5番16号	⑥ 32175000	円
	③ 82.5	⑦ 25740000	円
	④ 32175000	⑧ 6435000	円
1	① 国税 一郎	⑤ 82.5	mi
	② 春日部市〇〇〇3丁目5番16号	⑥ 32175000	円
	③ 82.5	⑦ 25740000	円
	④ 32175000	⑧ 6435000	円
4	① 国税 花子〔貸家〕	⑤ 100	mi
	② 春日部市〇〇〇3丁目5番17号	⑥ 30810000	円
	③ 150	⑦ 15405000	円
	④ 46215000	⑧ 30810000	円

「⑨減額割合」を乗じて計算します。

令和2年4月分以降用

○「限度面積要件」の判定
上記「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。

小規模宅地等の区分	被相続人等の居住用宅地等		被相続人等の事業用宅地等	
	① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等	③ 特定同族会社事業用宅地等	④ 貸付事業用宅地等
⑨ 減額割合	$\frac{80}{100}$	$\frac{80}{100}$	$\frac{80}{100}$	$\frac{50}{100}$
⑩ ⑤の小規模宅地等の面積の合計	165 mi			100 mi
⑪ 限度面積	①の⑩の面積 ≤ 330mi		②の⑩及び③の⑩の面積の合計 ≤ 400mi	
	①の⑩の面積 × $\frac{200}{330}$ +		②の⑩及び③の⑩の面積の合計 × $\frac{200}{400}$ + ④の⑩の面積 ≤ 200mi	

(注) 限度面積は、小規模宅地等の種類（「4 貸付事業用宅地等」の選択の有無）に応じて、⑩欄（イ又はロ）により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。

※ 税務署整理欄 年分 名簿番号 申告年月日 一連番号 グループ番号 補完

「相続開始の直前における宅地等の利用区分」については、16ページを参照してください。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表1）

被相続人 国税 太郎

この計算明細書は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注1）が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します（注2）。
 1 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
 2 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合
 （注）1 一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。
 2 一の宅地等が、配偶者居住権に基づく敷地利用権又は配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用の供される宅地等である場合には、この計算明細書によらず、第11・11の2表の付表1（別表1の2）を使用してください。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額
 一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。
 (1) 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。
 (2) 上記2に該当する場合には、①欄については、⑤欄の面積を基に自用地として評価した金額を記入してください。

宅地等の所在地	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	①宅地等の面積	165㎡
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積（㎡）	評価額（円）
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等（B、C及びDに該当するものを除きます。）	②	⑧
B	①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等	③	⑨
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（相続開始の時ににおいて継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地）	④	⑩
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等（Cに該当する部分以外の部分の敷地）	⑤	⑪
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥ 165	⑫ 64,350,000
F	①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦	⑬

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額
 上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。
 (1) 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。
 (2) 「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあな分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。
 (3) 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なお、Bの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。
 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2小規模宅地等の明細」の「③取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の評価額」欄に転記します。
 (4) 「3 特例の対象とならない宅地等（1-2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。

宅地等の取得者氏名	国税 花子		⑩持分割合	1/2		
	1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1-2）	
	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A	②×⑩	⑧×⑩				
B	③×⑩	⑨×⑩				
C	④×⑩	⑩×⑩				
D	⑤×⑩	⑪×⑩				
E	⑥×⑩ 82.5	⑫×⑩ 32,175,000	82.5	32,175,000		
F	⑦×⑩	⑬×⑩				

宅地等の取得者氏名	国税 一郎		⑬持分割合	1/2		
	1 持分に応じた宅地等		2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等		3 特例の対象とならない宅地等（1-2）	
	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）	面積（㎡）	評価額（円）
A	②×⑬	⑧×⑬				
B	③×⑬	⑨×⑬				
C	④×⑬	⑩×⑬				
D	⑤×⑬	⑪×⑬				
E	⑥×⑬ 82.5	⑫×⑬ 32,175,000	82.5	32,175,000		
F	⑦×⑬	⑬×⑬				

「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」を③欄及び④欄に記入します。

第11・11の2表の付表1（別表1）（令和2年4月分以降用）

債務及び葬式費用の明細書

被相続人 国税 太郎

1 債務の明細 (この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。
なお、特別寄与者に対し相続人が支払う特別寄与料についても、これに準じて記入します。)

「種類」欄は、公租公課、銀行借入金、未払金、買掛金、その他の債務に区分して記入します。
なお、「細目」欄は次の事項を記入します。
(公租公課)
所得税及び復興特別所得税、市町村民税、固定資産税などの税目とその年度
(銀行借入金)
当座借越、証書借入れ、手形借入れ
(未払金)
未払金の発生原因
(買掛金)
記入の必要はありません。
(その他)
債務の内容

債務の明細					負担することが確定した債務		
種類	細目	債権者		発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の氏名	負担する金額
		氏名又は名称	住所又は所在地				
公租公課	5年度分固定資産税	春日部市役所		5・1・1 ・	円 345,900	国税 一郎	円 345,900
公租公課	5年度分固定資産税	文京都税事務所		5・1・1 ・	250,800	国税 一郎	250,800
公租公課	5年度分固定資産税	〇〇町役場		5・1・1 ・	4,800	国税 一郎	4,800
公租公課	5年分所得税(準確定申告)	春日部税務署		5・5・10 ・	310,800	国税 一郎	310,800
公租公課	5年度分住民税	春日部市役所		5・1・1 ・	510,700	国税 一郎	510,700
銀行借入金	証書借入れ	〇〇銀行 〇〇支店	春日部市〇〇 〇丁目〇番〇号	26・4・15 6・4・15	22,633,340	国税 一郎	22,633,340
合 計					24,056,340		

2 葬式費用の明細 (この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

葬式費用の明細				負担することが確定した葬式費用		
支払先		住所又は所在地	支払年月日	金額	負担する人の氏名	負担する金額
氏名又は名称						
〇〇寺	春日部市〇〇 ×丁目×番×号		5・5・12	円 1,500,000	国税 花子	円 1,500,000
〇〇タクシー	春日部市〇〇 ×丁目×番×号		5・5・12	150,600	国税 花子	150,600
〇〇商店	春日部市〇〇 ×丁目×番×号		5・5・12	100,900	国税 花子	100,900
〇〇酒店	春日部市〇〇 ×丁目×番×号		5・5・12	20,300	国税 花子	20,300
〇〇葬儀社	春日部市〇〇 ×丁目×番×号		5・5・12	1,500,000	国税 花子	1,500,000
その他	(別紙のとおり)		・	87,800	国税 花子	87,800
合 計				3,359,600		

公租公課については、税務署名や市町村名などを「氏名又は名称」欄に記入し、「住所又は所在地」欄の記入は省略しても差し支えありません。

3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名		(各人の合計)	国税 花子	国税 一郎		
債 務	負担することが確定した債務	① 円 24,056,340	円	円 24,056,340	円	円
	負担することが確定していない債務	②				
	計 (①+②)	③ 24,056,340		24,056,340		
葬 式 費 用	負担することが確定した葬式費用	④ 3,359,600	3,359,600			
	負担することが確定していない葬式費用	⑤				
	計 (④+⑤)	⑥ 3,359,600	3,359,600			
合 計 (③+⑥)	⑦ 27,415,940	3,359,600	24,056,340			

各相続人が相続分に応じてそれぞれ負担するとした場合に計算される各相続人の金額を記入します。

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額③」欄に転記します。
2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の⑳、㉑及び㉒欄にそれぞれ転記します。

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産
 特定の公益法人などに寄附した相続財産・
 特定公益信託のために支出した相続財産
の明細書

被相続人 国税 太郎

第14表 (令和5年4月分以降用)

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細
 この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人(注)が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。
 (注) 被相続人から租税特別措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第1号に規定する管理残額及び同法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第2号に規定する管理残額以外の財産を取得しなかった人(その人が被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得している場合を除きます。)は除きます。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細				②の価額のうち特定贈与財産の価額	③相続税の課税価額に加算される価額(①-②)
			種類	細目	所在場所等	数量		
1	国税 花子	5・1・11	土地	宅地	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号	50.00㎡	19,500,000	19,500,000
2	国税 花子	3・6・2	現金 預貯金	現金	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号		1,000,000	1,000,000
3	税務 幸子	2・10・3	現金 預貯金	現金	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号		2,000,000	2,000,000
4		・						

贈与を受けた人ごとの③欄の合計額

氏名	(各人の合計)	国税 花子	税務 幸子		
④金額	円	3,000,000	1,000,000	2,000,000	円

〔上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。〕

(受贈配偶者) 私 国税 花子 は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 1 の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。
 なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。

(受贈財産の番号) 1

この欄の適用を受けた被相続人の配偶者は、贈与税の申告が必要となります。

(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の⑩欄にそれぞれ転記します。

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細
 この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

遺贈した財産の明細					出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
種類	細目	所在場所等	数量	価額	
				円	
合計					

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細
 私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

(1) 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3に規定する法人に対して寄附をしましたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。

(2) 租税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。

(3) 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附をしましたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。

寄附(支出)年月日	寄附(支出)した財産の明細				公益法人等の所在地・名称(公益信託の受託者及び名称)	寄附(支出)した相続人等の氏名
	種類	細目	所在場所等	価額		
5・10・5	現金 預貯金	現金	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号	2,000,000	日本赤十字社	国税 花子
・						
合計				2,000,000		

(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。

第14表(令5.7)

(資4-20-15-A4統一)

適用を受ける特例に係る番号(1)~(3)を○で囲んでください。

この欄に記載した財産は、第11表には記載しません。

申告書第11表の取得した財産の種類、細目、利用区分、銘柄等の記載要領

種類	細目	利用区分・銘柄等
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別
	畑	
	宅地	自用地（事業用、居住用、その他）、貸宅地、貸家建付地、借地権（事業用、居住用、その他）、配偶者居住権に基づく敷地利用権（事業用、居住用、その他）、居住建物 ^(注1) の敷地の用に供される土地（事業用、居住用、貸付用、その他）などの別
	山林	普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨）
	その他の土地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨）
家屋等	家屋については自家屋、貸家、居住建物 ^(注1) （自用、貸付用）の別、その構造と用途、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別、配偶者居住権などの家屋の上に存する権利についてはその名称	
事業（農業）用財産	機械、器具、農機具、その他の減価償却資産	機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、営業権についてはその事業の種目と商号など
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。
	売掛金	
	その他の財産	電話加入権、受取手形、その他その財産の名称
有価証券	特定同族会社 ^(注2) の株式、出資	配当還元方式によったもの その他の方式によったもの
	上記以外の株式、出資	
	公債、社債	その銘柄
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	
現金、預貯金等	現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、金銭信託などの別	
家庭用財産	その名称と銘柄	
その他の財産（利益）	生命保険金等	
	退職手当金等	
	立木	その樹種と樹齢（保安林であるときは、その旨）
	その他	1 事業に関係のない自動車、特許権、著作権、貸付金、未収配当金、未収家賃、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産（生命保険金等及び退職手当金等を除きます。）については、その財産（利益）の内容 4 教育資金管理残額、結婚・子育て資金管理残額 ^(注3) の別

(注) 1 「居住建物」とは、配偶者居住権の目的となっている建物をいいます。

2 「特定同族会社」とは、相続や遺贈によって財産を取得した人及びその親族その他の特別関係者（相続税法施行令第31条第1項に掲げる者をいいます。）の有する株式の数又は出資の金額が、その会社の発行済株式の総数又は出資の総額の50%超を占めている非上場会社をいいます。

3 「教育資金管理残額」とは、租税特別措置法第70条の2の2（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）（5ページの(3)参照）第12項第1号に規定する管理残額をいい、「結婚・子育て資金管理残額」とは、同法第70条の2の3（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）（6ページの(4)参照）第12項第2号に規定する管理残額をいいます。

(参考) 相続税の申告の際に提出していただく主な書類

1 相続税の申告書に記載されたマイナンバー（個人番号）について、税務署で本人確認（①番号確認及び②身元確認）を行うため、次の本人確認書類の写しを添付していただく必要があります。

また、各相続人等のうち税務署の窓口で相続税の申告書を提出する方は、ご自身の本人確認書類の写しの添付に代えて、本人確認書類を提示していただいても構いません。

なお、e-Taxにより申告手続を行う場合には、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

【本人確認書類】

①	番号確認書類（マイナンバー（12桁）を確認できる書類）として次に掲げるいずれかの書類 ・マイナンバーカード（個人番号カード）【裏面】 ^(注1) ・通知カード ^(注2) ・住民票の写し（マイナンバーの記載があるものに限ります。） など
②	身元確認書類（記載されたマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類）として次に掲げるいずれかの書類 ・マイナンバーカード（個人番号カード）【表面】 ^(注1) ・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・パスポート ・在留カード ・公的医療保険の被保険者証 ^(注3) など

- (注) 1 マイナンバーカードの表面で身元確認、裏面で番号確認を行いますので、本人確認書類として写しを添付いただく場合は、表面と裏面の両面の写しが必要となります。
2 通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。
3 「公的医療保険の被保険者証」の写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

2 相続税の申告書に添付して提出していただく主な書類は次のとおりです。

なお、重複する書類がある場合には、重ねて提出していただく必要はありません。

(1) 一般の場合（(2)～(16)の特例等の適用を受けない場合）

①	次のいずれかの書類 イ 被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの） ロ 図形式の法定相続情報一覧図の写し（子の続柄が実子又は養子のいずれであるかが分かるように記載されたものに限ります。） ^(注1) ハ イ又はロをコピー機で複写したもの なお、被相続人に養子がいる場合には、その養子の戸籍の謄本又は抄本の提出も必要です。
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ^(注2)

- (注) 1 「法定相続情報一覧図の写し」は、被相続人の本籍地等を管轄する法務局において、必要書類と合わせて申出をすることにより、交付を受けることができます。
2 ②の書類については、提出をお願いしている書類です。

(2) 相続時精算課税適用者がいる場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ^(注)
③	被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの）（コピー機で複写したものを含まず。）

(注) ②の書類については、提出をお願いしている書類です。

(3) 相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した特定贈与財産の価額について贈与税の課税価格に算入する（相続税の課税価格に加算しない）場合（4ページ参照）

①	登記事項証明書などで贈与を受けた者が居住用不動産を取得したことを証する書類（不動産番号の記載のある書類の添付によりこれに代えることができます。）
②	贈与を受けた配偶者の戸籍の附票の写し（被相続人からの贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたもの）

(4) 配偶者の税額軽減（11ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）

(5) 小規模宅地等の特例（16ページ参照）の適用を受ける場合^(注1)

①	2 (1)①に掲げる書類						
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し						
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）						
④	申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）						
⑤	<table border="1"> <tr> <td>特定居住用宅地等に該当する宅地等^(注2)</td> <td>1</td> <td>次に掲げる被相続人の親族（配偶者を除きます。）が、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合 ・被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物の居住していた親族（18ページの〔特定居住用宅地等の要件〕①の2の親族が特例を受ける場合） ・被相続人と生計を一にしていた親族（18ページの〔特定居住用宅地等の要件〕②の2の親族が特例を受ける場合）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類（特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する場合には提出不要です。）</td> </tr> </table>	特定居住用宅地等に該当する宅地等 ^(注2)	1	次に掲げる被相続人の親族（配偶者を除きます。）が、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合 ・被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物の居住していた親族（18ページの〔特定居住用宅地等の要件〕①の2の親族が特例を受ける場合） ・被相続人と生計を一にしていた親族（18ページの〔特定居住用宅地等の要件〕②の2の親族が特例を受ける場合）	特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類（特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する場合には提出不要です。）		
特定居住用宅地等に該当する宅地等 ^(注2)	1	次に掲げる被相続人の親族（配偶者を除きます。）が、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合 ・被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物の居住していた親族（18ページの〔特定居住用宅地等の要件〕①の2の親族が特例を受ける場合） ・被相続人と生計を一にしていた親族（18ページの〔特定居住用宅地等の要件〕②の2の親族が特例を受ける場合）					
特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類（特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する場合には提出不要です。）							

⑤	(前ページからの続き)	被相続人の親族で、相続開始前3年以内に自己等が所有する家屋に居住したことがないことなど一定の要件を満たす人が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合(18ページの【特定居住用宅地等の要件】①の3の親族が特例の適用を受ける場合)
		イ 相続開始前3年以内における住所又は居所を明らかにする書類(特例の適用を受ける人がマイナンバー(個人番号)を有する場合には提出不要です。 ロ 相続開始前3年以内に居住していた家屋が、自己、自己の配偶者、三親等内の親族又は特別の関係がある一定の法人の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類 ハ 相続開始の時において自己の居住している家屋を相続開始前のいずれの時においても所有していたことがないことを証する書類
⑥	特定事業用宅地等に該当する宅地等	被相続人が養護老人ホームに入所していたことなど一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について特例の適用を受ける場合(19ページの(注)1に該当する場合)
		イ 被相続人の戸籍の附票の写し(相続開始の日以後に作成されたもの) ロ 介護保険の被保険者証の写しや障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の写しなど、被相続人が介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定、同条第2項に規定する要支援認定を受けていたこと若しくは介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に該当していたこと又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項に規定する障害支援区分の認定を受けていたことを明らかにする書類 ハ 施設への入所時における契約書の写しなど、被相続人が相続開始の直前において入居又は入所していた住居又は施設の名称及び所在地並びにその住居又は施設が次のいずれに該当するかを明らかにする書類 (イ) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム (ロ) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院 (ハ) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅((イ)の有料老人ホームを除きます。) (ニ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設(同条第10項に規定する施設入所支援が行われるものに限り。又は同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居
⑦	特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	一定の郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等の場合には、総務大臣が交付した証明書
⑧	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	イ 特例の対象となる法人の定款(相続開始の時に効力を有するものに限り。の写し ロ 特例の対象となる法人の相続開始の直前における発行済株式の総数又は出資の総額及び被相続人及び被相続人の親族その他被相続人と特別の関係がある者が有するその法人の株式の総数又は出資の総額を記載した書類(特例の対象となる法人が証明したものに限り。)
⑨	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	貸付事業用宅地等が相続開始前3年以内に新たに被相続人等の貸付事業の用に供されたものであるときには、被相続人等が相続開始の日まで3年を超えて特定貸付事業を行っていたことを明らかにする書類

- (注) 1 小規模宅地等の特例の適用を受ける場合には、①～④に掲げる書類を提出するとともに、この特例の適用を受ける宅地等の区分(⑤～⑧)に応じ、それぞれ⑤～⑧に掲げる書類を提出してください。
- 2 ⑤の宅地等について特例の適用を受ける場合において、⑤の1～3の場合に該当するときは、それぞれ⑤の1～3に掲げる書類で、特例の適用を受ける人に係るものを提出してください。
なお、19ページの(ハ)(注)4に該当する場合には、前ページの⑤①～④に掲げる書類のほか、次の書類を提出してください。
- (1) 請負契約書の写しその他の書類で、令和2年3月31日において経過措置対象宅地等の上に存する建物の工事が行われていたことを証するもの及びその工事の完了年月日を明らかにするもの
- (2) 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における次の事項を明らかにする書類
- イ その期間内における住所又は居所
- ロ その期間内に居住していた家屋が自己又は自己の配偶者の所有する家屋以外の家屋である旨

(6) 特定計画山林の特例(20ページ参照)の適用を受ける場合

①	2(1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)
④	申告期限後3年以内の分割見込書(申告期限内に分割ができない場合に提出してください。)
⑤	市町村長等の認定を受けた森林経営計画書の写し
⑥	その他特例の適用要件を確認する書類

(7) 特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例(22ページ参照)の適用を受ける場合

①	2(1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)
④	その他特例の適用要件を確認する書類

(8) 農地等についての相続税の納税猶予及び免除等（23 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	相続税の納税猶予に関する適格者証明書
⑤	(1) 特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合には、その都市営農農地等が特例の対象となる農地又は採草放牧地に該当する旨の市長（区長）の証明書 (2) 特例農地等のうちに市街化区域内農地等（相続又は遺贈により取得した日において都市営農農地等を有しない農業相続人が有するものに限り、生産緑地地区内にあるものを除きます。）がある場合には、その市街化区域内農地等である特例農地等に該当することを証する市町村長の書類
⑥	特例農地のうちに準農地がある場合には、その土地が準農地に該当する旨の市町村長の証明書
⑦	特例農地等のうちに、農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地がある場合には、その農地が同法第43条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供されているものである旨の農業委員会の証明書
⑧	その他特例の適用要件を確認する書類
⑨	担保提供書及び担保提供関係書類 ※担保提供関係書類の主なもの（担保が特例農地等の場合） ・登記事項証明書（不動産番号の記載のある書類の添付によりこれに代えることができます。） ・固定資産評価証明書など特例農地等の評価の明細 ・抵当権設定に必要な書類（抵当権設定登記承諾書、印鑑証明書）

(注) 特定貸付け等（24ページ参照）を行っている農地又は採草放牧地について、農地等についての相続税の納税猶予及び免除等の適用を受ける場合には、特定貸付けに関する届出書又は認定都市農地貸付け等に関する届出書及びその添付書類を相続税の申告書に添付して提出します。

※ 特定貸付け等を行った日の翌日から2か月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となる場合で、申告書に届出書を添付して提出ができないときは、申告書に農業相続人が特定貸付け又は認定都市農地貸付け若しくは農園用地貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書又は貸付都市農地等に関する明細書を添付して提出し、届出書は特定貸付け等を行った日から2か月以内に提出します。

(9) 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（29 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条第14項の都道府県知事の認定書の写し及び同条第7項の申請書の写し
⑤	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第5項の都道府県知事の確認書の写し及び同条第2項の申請書の写し
⑥	会社の定款の写し
⑦	その他特例の適用要件を確認する書類
⑧	担保提供書及び担保提供関係書類 ※担保提供関係書類の主なもの（担保が（特例）対象（相続）非上場株式等の場合） (1) 株式の場合 イ 株券発行会社の場合 ・供託書正本（株券を法務局（供託所）に供託する必要があります。） ロ 株券不発行会社の場合 ・相続人等が所有する非上場株式についての質権設定の承諾書 ・印鑑証明書（質権設定の承諾書に押印したもの） ※ 質権設定後に、会社法第149条第1項の書面及び印鑑証明書（その書面に押印したもの）を提出する必要があります。 (2) 出資の持分の場合 ・質権設定の承諾書 ・印鑑証明書 ・（特例）対象（相続）非上場株式等に係る会社が自社の持分に質権を設定されることについて承諾したことを証する書類（非上場株式等についての相続税の納税猶予の（特例の）適用を受ける（特例）経営（相続）承継相続人等（受贈者）が持分の全部を担保提供する場合に限ります。）

(注) 詳しくは「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（特例措置）の提出書類チェックシート（115 ページ）をご覧ください。

(10) 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（36 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の都道府県知事の確認書の写し及び同条第4項又は第5項において準用する同条第2項の申請書の写し
④	会社の定款の写し
⑤	その他特例の適用要件を確認する書類
⑥	担保提供書及び担保提供関係書類 (9)⑧に同じ

(注) 1 詳しくは「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（特例措置）の提出書類チェックシート（119 ページ）をご覧ください。

2 ②の書類については、提出をお願いしている書類です。

(11) 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（39 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条第14項の都道府県知事の認定書の写し及び同条第3項（同条第5項において準用する場合を含みます。）の申請書の写し
⑤	会社の定款の写し
⑥	その他特例の適用要件を確認する書類
⑦	担保提供書及び担保提供関係書類（9）⑧に同じ

(注) 詳しくは国税庁ホームページに掲載されている「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（一般措置）の提出書類チェックシートをご覧ください。

(12) 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（44 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の都道府県知事の確認書の写し及び同条第2項（同条第3項において準用する場合を含みます。）の申請書の写し
④	会社の定款の写し
⑤	その他特例の適用要件を確認する書類
⑥	担保提供書及び担保提供関係書類（9）⑧に同じ

(注) 1 詳しくは国税庁ホームページに掲載されている「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（一般措置）の提出書類チェックシートをご覧ください。
2 ②の書類については、提出をお願いしている書類です。

(13) 山林についての相続税の納税猶予及び免除（48 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	特例の適用要件に該当することについての市町村長の証明書及び農林水産大臣の証明書並びに農林水産大臣の確認書
⑤	市町村長等の認定を受けた森林経営計画書の写し及びその森林経営計画の市町村長等の認定に係る通知の写し
⑥	森林法第17条第2項の届出書の写し
⑦	その他特例の適用要件を確認する書類
⑧	担保提供書及び担保提供関係書類 ※担保提供関係書類の主なもの（担保が特例山林の場合） ・登記事項証明書（不動産番号の記載のある書類の添付によりこれに代えることができます。） ・固定資産評価証明書など特例山林の評価の明細 ・抵当権設定に必要な書類（抵当権設定登記承諾書、印鑑証明書）

(14) 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除・税額控除（51 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	認定医療法人が厚生労働大臣の認定を受けていることを証する書類
⑤	認定医療法人の認定移行計画の写し
⑥	相続開始の直前及び相続開始の時ににおける認定医療法人の出資者名簿の写し
⑦	医療法人の持分についての相続税の税額控除の適用を受ける場合 ・認定医療法人の持分の放棄をする際に認定医療法人に提出した厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄申出書」（認定医療法人が受理した年月日の記載があるものに限り。）の写し ・相続人等による認定医療法人の持分の放棄の直前及びその放棄の時ににおけるその認定医療法人の出資者名簿の写し ・基金拠出型医療法人の定款（認定医療法人から基金拠出型医療法人への移行のための医療法第54条の9第3項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限り。）の写し（認定医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金として拠出したときに限り。）
⑧	その他特例の適用要件を確認する書類
⑨	医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける場合 担保提供書及び担保提供関係書類 ※担保提供関係書類の主なもの（担保が特例の適用に係る認定医療法人の持分の場合） ・相続人等が有する認定医療法人の持分についての質権設定の承諾書 ・印鑑証明書 ・特例の適用に係る認定医療法人が、相続人等が有する持分に質権を設定されることについて承諾した旨が記載された公正証書など、租税特別措置法施行規則第23条の12の8第1項第3号に規定する書類

(注) 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける場合には、①～⑥及び⑨に掲げる書類を、医療法人の持分についての相続税の税額控除の適用を受ける場合には、①～⑦に掲げる書類を提出してください。

(15) 特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除（55 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	認定保存活用計画に係る計画書の写し及び認定に係る通知の写し
⑤	評価価格通知書の写し
⑥	寄託契約書など、寄託先美術館の設置者に寄託していたことを明らかにする書類
⑦	その他特例の適用要件を確認する書類
⑧	担保提供書及び担保提供関係書類 ※担保提供関係書類の主なもの（担保が特定美術品の場合） ・寄託相続人が寄託先美術館の設置者に対し特定美術品を税務署長のために保管することを命じたこと及び寄託先美術館の設置者が当該保管について承諾したことを証する確定日付のある証書 ・印鑑証明書 ・特定美術品に付された保険に係る保険証券の写し ・特定美術品に付された保険に係る保険金請求権に質権を設定することの承認を請求するための書類

(注) 詳しくは国税庁ホームページに掲載されている「特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除」の適用要件・提出書類チェックシートをご覧ください。

(16) 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除（58 ページ参照）の適用を受ける場合

①	2 (1)①に掲げる書類
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条第14項の都道府県知事の認定書の写し及び同条第11項の申請書の写し
⑤	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第5項の都道府県知事の確認書の写し及び同条第4項の申請書の写し
⑥	地方税法第393条の規定による通知に係る通知書の写しなど、租税特別措置法施行規則第23条の8の9第12項第4号に規定する特定事業用資産の区分に応じて定める書類
⑦	被相続人が60歳以上で死亡した場合には、後継者が相続開始の直前において特定事業用資産に係る租税特別措置法第70条の6の10第2項第2号ロに規定する事業に従事していた旨及びその事実の詳細を記載した書類
⑧	その他特例の適用要件を確認する書類
⑨	担保提供書及び担保提供関係書類 ※担保提供関係書類の主なもの（担保がこの特例の適用を受ける宅地等の場合） ・登記事項証明書（不動産番号の記載のある書類の添付によりこれに代えることができます。） ・固定資産評価証明書などその宅地等の評価の明細 ・抵当権設定に必要な書類（抵当権設定登記承諾書、印鑑証明書）

(注) 詳しくは「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の提出書類チェックシート（123 ページ）をご覧ください。また、「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合の添付書類については、国税庁ホームページに掲載されている「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」のチェックシートをご覧ください。

3 相続税の納付について延納申請又は物納申請を行う場合に提出していただく主な書類は次のとおりです。

(1) 延納申請（71 ページ参照）を行う場合

①	・延納申請書 ・金銭納付を困難とする理由書 ・担保目録及び担保提供書 ・不動産等の財産の明細書
②	担保提供関係書類 ※担保提供関係書類の主なもの（担保が土地の場合） ・登記事項証明書（不動産番号の記載のある書類の添付によりこれに代えることができます。） ・固定資産評価証明書など土地の評価の明細 ・抵当権設定に必要な書類（抵当権設定登記承諾書、印鑑証明書）を提出する旨の申出書

(注) 詳しくは「相続税・贈与税の延納の手引」をご覧ください。

(2) 物納申請（72 ページ参照）を行う場合

①	・物納申請書 ・金銭納付を困難とする理由書 ・物納財産目録
②	・物納手続関係書類（登記事項証明書（不動産番号の記載のある書類の添付によりこれに代えることができます。）、公図、所在図その他必要な書類）

(注) 詳しくは「相続税の物納の手引」をご覧ください。

〔令和5年分用〕「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシート

(はじめにお読みください。)

- このチェックシートは、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の6)の適用を受けるため(※)の適用要件を確認する際に使用してください。
- 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 被相続人からの特例贈与により非上場株式等を取得している場合において当該贈与の日の属する年に当該被相続人の相続が開始したことによりこの特例の適用を受ける場合には、このチェックシートは使用できません。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の8)の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、117、118ページの「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシートを使用してください。
※ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2)の適用を受ける場合には、「『非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除』(一般措置)の適用要件チェックシート」を使用してください。

特例の適用に係る会社の名称：

被相続人氏名：

相続人等(特例適用者)

住所

氏名

電話 ()

関与税理士	所在地		
	氏名		電話

項目	確認内容(適用要件)	確認結果		確認の基となる資料	
被相続人	(1) (2)の場合以外の場合ですか。	はい	いいえ	—	
	相続開始前のいずれの日	① その会社の代表権(制限が加えられたものを除きます。以下同じです。)を有していたことがありますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	相続開始の直前(注1)	② 被相続人及び被相続人と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
		③ 被相続人が被相続人及び被相続人と特別の関係がある者(会社の特例経営承継相続人等となる者を除きます。)の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
	(2) その会社の非上場株式等について既に租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定(以下「特例措置」といいます。)の適用を受けている者等がいますか。	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第8の2の2表の付表1など	
後継者(相続人等)	相続開始の直前	○ その会社の役員ですか(被相続人が70歳未満で死亡した場合及び後継者が円滑化省令の確認を受けた特例承継計画に記載されている特例後継者である場合を除きます。)(注4)・(注5)	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	相続開始の時	① 次のイ、ロの場合に応じて、どちらかの要件を確認してください。 イ その会社の非上場株式等の取得が最初の特例措置の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈による取得である場合 平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間の相続又は遺贈(以下「相続等」といいます。)による取得ですか。 ロ イの場合以外の場合 イの最初の取得の日から特例経営承継期間の末日までの間に相続税の申告書の提出期限が到来する相続等による取得ですか。(注6)	はい	いいえ	○ 認定書の写し、戸籍の謄本又は抄本など
		② 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
		③ 次のイ、ロの場合に応じて、どちらかの要件を確認してください。 イ 後継者が1人の場合 後継者及び後継者と特別の関係がある者(その後継者以外の特例措置の適用を受ける者を除きます。ロにおいて同じです。)の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
		ロ 後継者が2人又は3人の場合 総議決権数の10%以上の議決権数を保有し、かつ、後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注2)・(注3)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
相続開始の日の翌日から5か月を経過する日	○ その会社の代表権を有していますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど	
相続開始の時から申告期限まで	○ 特例対象非上場株式等の全てを保有していますか。(注7)	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第8の2の2表の付表1など	

※ 2面に続きます

(1面からの続きです。)

項目	確認内容 (適用要件)	確認結果		確認の基となる資料	
後継者 (相続人等)	申告期限まで	① その会社の株式等について、租税特別措置法第70条の7第1項、第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項の規定の適用を受けていませんか。	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第8の2の2表の付表1など
		② 円滑化省令第17条第1項の確認(同項第1号に係るものに限るものとし、円滑化省令第18条第1項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のもの)を受けた会社の特例後継者ですか。(注4)・(注8)	はい	いいえ	○ 確認書の写し
会社	相続開始の時	① 都道府県知事の円滑化法の認定を受けていますか。(注4)	はい	いいえ	○ 認定書の写し
		② 中小企業者ですか。	はい	いいえ	
		③ 非上場会社ですか。	はい	いいえ	
		④ 風俗営業会社には該当していませんか。(注9)	はい	いいえ	
		⑤ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。また、特定特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。(注10)	はい	いいえ	
		⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注11)・(注12)	はい	いいえ	○ 従業員数証明書
		⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注13)・(注14)	はい	いいえ	○ 貸借対照表・損益計算書など
		⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。(注15)	はい	いいえ	○ 損益計算書など
		⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者その他の者のみが保有していますか。(注16)	はい	いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など
		⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第8の2の2表の付表1など

(注) 1 代表権を有していた被相続人が相続開始の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。

2 「特別の関係がある者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

3 「総議決権数」及び「議決権数」には、会社が有する自己の株式など議決権を有しない株式等の数は含まれません。

なお、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等有する株式等の議決権数は、「総議決権数」及び「議決権数」に含まれます。

4 「円滑化法」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律をいいます。また、「円滑化省令」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。

5 災害等(租税特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第32項に規定する災害等をいいます。以下14において同じです。)が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続等により取得をした非上場株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の7の2第31項第1号、第2号又は第4号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより、この要件は不要とされます。

6 「特例経営承継期間」とは、この特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限*の翌日から次に掲げる日のいずれか早い日又はこの特例の適用を受ける後継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。

(1) 後継者の最初のこの特例の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限*の翌日以後5年を経過する日

(2) 後継者の最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限*の翌日以後5年を経過する日

※ 災害等により申告期限の延長がされる場合には、その延長後の申告期限となります。

7 「特例対象非上場株式等」とは、租税特別措置法第70条の7の6第1項に規定する株式等をいいます。

8 「特例後継者」とは、円滑化省令第16条第1号ロに規定する者のことをいいます。なお、円滑化省令第17条第1項の確認は、令和6年3月31日までに円滑化省令第16条第1号に規定する特例承継計画を都道府県知事に提出し、その確認を受けることとされています。

9 「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。

10 「特定特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第8項において準用する同令第40条の8の2第9項に規定する会社をいいます。

11 「特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第7項において準用する同令第40条の8の2第8項に規定する会社をいいます。

12 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の50%超の数の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第9項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限ります。

13 「一定の資産保有型会社又は資産運用型会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する会社をいいます。

14 災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続等により取得をした特例対象非上場株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第35項各号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより、⑦の要件は不要とされます。

15 「一定の事業年度の総収入金額」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の6第9項において準用する同令第40条の8の2第10項第1号に規定する総収入金額をいいます。

16 「後継者その他の者」とは、その会社の非上場株式等につき特例措置の適用を受けている者など、租税特別措置法施行令第40条の8の6第1項第2号に掲げる者をいいます。

〔令和5年分用〕「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（特例措置）の提出書類チェックシート

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の6)の適用を受けるため(※)の提出書類を確認する際に使用してください。
- 2 このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 3 被相続人からの特例贈与により非上場株式等を取得している場合において当該贈与の日の属する年に当該被相続人の相続が開始したことによりこの特例の適用を受ける場合には、このチェックシートは使用できません。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 4 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の8)の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、119ページの「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の提出書類チェックシートを使用してください。
 ※ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2)の適用を受ける場合には、「『非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除』(一般措置)の提出書類チェックシート」を使用してください。

特例の適用に係る会社の名称： _____ **被相続人氏名：** _____

相続人等(特例適用者)

住 所 _____
 氏 名 _____
 電 話 _____ () _____

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

(注)担保提供書及び担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の株主名簿の写しなど、相続開始の直前及び相続開始の時にける会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等(その会社が証明したものに限ります。)	<input type="checkbox"/>
2	相続開始の時にける会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	<input type="checkbox"/>
3	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し並びに相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)	<input type="checkbox"/>
4	円滑化省令第7条第14項の都道府県知事の認定書(円滑化省令第6条第1項第12号又は第14号の事由に係るものに限ります。)の写し及び円滑化省令第7条第7項(同条第9項において準用する場合を含みます。)の申請書の写し	<input type="checkbox"/>
5	円滑化省令第17条第5項の都道府県知事の確認書の写し及び同条第2項の申請書の写し	<input type="checkbox"/>

* 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシート(2面)における(注)5又は14に該当する場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。

〔令和5年分用〕「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシート

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の5)の適用を受けている人が、特例贈与者の死亡により、その特例の適用に係る株式等について租税特別措置法第70条の7の7の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合において、「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の8)の適用を受けるため(※)の適用要件を確認する際に使用してください。
2 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
3 このチェックシートは、申告書の作成に際して特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
4 相続又は遺贈により取得した非上場株式等(租税特別措置法第70条の7の7の適用により相続又は遺贈により取得したとみなされた株式等を除きます。)について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の6)の特例の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、113、114ページの「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシートを使用してください。
※ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7)の適用を受けている人が「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4)を受ける場合には、「『非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除』(一般措置)の適用要件チェックシート」を使用してください。

特例の適用に係る会社の名称： 被相続人(特例贈与者)氏名：

相続人等(特例適用者)

住所
氏名
電話 ()

Table with columns for tax agent (関与税理士), location (所在地), name (氏名), and phone number (電話).

Main checklist table with columns: Item (項目), Confirmation Content (確認内容(適用要件)), Confirmation Result (確認結果), and Basis for Confirmation (確認の基となる資料). Rows include 'Successor (相続人等)' and 'Company (会社)'.

(注) 1 「特別の関係がある者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の8第2項において準用する同令第40条の8の2第11項に規定する特別の関係がある者をいいます。
2 「総議決権数」及び「議決権数」には、会社が有する自己の株式など議決権を有しない株式等の数は含まれません。
3 「円滑化省令」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。
4 「風俗営業会社」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社をいいます。

※ 2面に続きます。

(1 面の注書の続きです。)

- (注) 5 「特定特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の8第6項において準用する同令第40条の8の2第9項に規定する会社をいいます。
- 6 「特別関係会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の8第5項において準用する同令第40条の8の2第8項に規定する会社をいいます。
- 7 会社又は会社との間に支配関係（会社が他の法人の発行済株式等（他の法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数等の50%超の数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第9項に定める関係をいいます。）がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限り、
- 8 「一定の資産保有型会社又は資産運用型会社」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の8第4項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する会社をいいます。
- 9 災害等（租税特別措置法第70条の7の2第32項に規定する災害等をいいます。）が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に租税特別措置法第70条の7の7の規定により相続又は遺贈により取得をしたとみなされた株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第35項各号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより⑤の要件が除かれます。
- 10 「一定の事業年度の総収入金額」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の8第7項において準用する同令第40条の8の2第10項第1号に規定する総収入金額をいいます。
- 11 「後継者その他の者」とは、その会社の非上場株式等につき特例措置の適用を受けている者など、租税特別措置法施行令第40条の8の6第1項第2号に掲げる者をいいます。

(令和5年分用)「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の提出書類チェックシート

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の5)の適用を受けている人が、特例贈与者の死亡により、その特例の適用に係る株式等について租税特別措置法第70条の7の7の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合において、「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の8)の適用を受けるため(※)の提出書類を確認する際に使用してください。
- 2 このチェックシートは、申告書の作成に際して特例の適用に係る会社ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 3 相続又は遺贈により取得した非上場株式等(租税特別措置法第70条の7の7の適用により相続又は遺贈により取得したとみなされた株式等を除きます。)について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の6)の特例の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、115ページの「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の提出書類チェックシートを使用してください。
 ※ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7)の適用を受けている人が「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4)を受ける場合には、「『非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除』(一般措置)の提出書類チェックシート」を使用してください。

特例の適用に係る会社の名称： _____ 被相続人(特例贈与者)氏名： _____

相続人等(特例適用者)

住 所 _____
 氏 名 _____
 電 話 _____ () _____

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

(注)担保提供書及び担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の株主名簿の写しなど、相続開始の時ににおける会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等(その会社が証明したものに限りません。)	<input type="checkbox"/>
2	相続開始の時ににおける会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	<input type="checkbox"/>
3	円滑化省令第13条第4項又は第5項において準用する同条第2項の申請書の写し及び同条第12項の都道府県知事の確認書の写し	<input type="checkbox"/>
4	被相続人の相続開始の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から5か月(被相続人が次の(1)、(2)に掲げる日のいずれか早い日の翌日以後に死亡した場合には3か月)を経過する日が相続税の申告期限までに到来する場合には、会社の経営に関する事項を記載した書類 (□ 該当あり、□ 該当なし) (1) 後継者の最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日 (2) 後継者の最初の租税特別措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日	<input type="checkbox"/>

※ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(特例措置)の適用要件チェックシート(2面)における(注)9に該当する場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。

〔令和5年分用〕「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用要件チェックシート

(はじめにお読みください。)

- このチェックシートは、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10)の適用を受けるための適用要件を確認する際に使用してください。
- 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- このチェックシートは、申告書の作成に際して、この特例の適用を受ける者ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10)の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、国税庁ホームページに掲載されている「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」のチェックシートを使用してください。

相続人等(特例適用者)

被相続人氏名:

住所 _____
 氏名 _____
 電話 () _____

関 与 税 理 士	所在地		
	氏名		電話

項目	確認内容(適用要件)	確認結果		確認の基となる資料
被 相 続 人	(1) この特例の適用に係る相続開始の直前において特定事業用資産に係る事業を行っていた者に該当しますか。	はい	<input type="checkbox"/>	—
	申告期限まで ○ その事業について、相続開始日の属する年、その前年及びその前々年の確定申告書を青色申告書(租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るもの)に限り提出していますか。	はい	いいえ	○ 確定申告書、青色申告決算書など
	(2) (1)の場合以外の場合ですか。	はい	<input type="checkbox"/>	—
後 継 者 (相 続 人 等)	相続開始の直前 ① 特定事業用資産に係る事業を行っていた者に係るこの特例の適用に係る相続開始の直前又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の直前において、その者と生計を一にする親族ですか。	はい	いいえ	—
	相続開始の時 ② ①の相続開始の時又は贈与の時に開始した相続に係る被相続人ですか。	はい	いいえ	○ 戸籍の謄本又は抄本など
	相続開始の直前 ○ その特定事業用資産に係る事業に従事していましたか(被相続人が60歳未満で死亡した場合には、「はい」に○をしてください。)(注1) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;">(業務の具体的内容等)</div>	はい	いいえ	—
後 継 者 (相 続 人 等)	相続開始の時 ① 特定事業用資産の取得が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間の相続又は遺贈(以下「相続等」といいます。)による取得で、次のいずれかの取得ですか。 イ 最初のこの特例の適用に係る相続等による取得 ロ イの取得の日から1年を経過する日までの相続等による取得(注2) ② 被相続人から特定事業用資産の全てを取得していますか。	はい	いいえ	○ 戸籍の謄本又は抄本など
	相続開始の時 ③ その事業が、資産保有型事業、資産運用型事業及び性風俗関連特殊営業のいずれにも該当していませんか。(注3)	はい	いいえ	○ 青色申告決算書、相続税の申告書第8の6表の付表1など ○ 認定書の写しなど
	相続開始の時から申告期限まで ○ 特定事業用資産に係る事業を引き継ぎ、引き続きその特定事業用資産の全てを有し、かつ、自己の事業の用に供していますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、青色申告決算書など

※ 2面に続きます

(1面からの続きです。)

項目	確認内容 (適用要件)	確認結果	確認の基となる資料	
後継者 (相続人等)	<p>申告期限まで</p> <p>① 都道府県知事の円滑化法の認定を受けていますか。(注4)</p> <p>② 中小企業者ですか。</p> <p>③ その事業について開業の届出書を提出していますか。</p> <p>④ その事業について青色申告の承認を受けている又は承認を受ける見込みですか。(注5)</p> <p>⑤ 被相続人から相続等により財産を取得した者が、租税特別措置法第69条の4第3項第1号に規定する特定事業用宅地等について同条第1項の規定の適用を受けていませんか。</p> <p>⑥ 円滑化省令第17条第1項の確認(同項第3号に係るものに限り、円滑化省令第18条第7項の規定による変更の確認を受けたときは、その変更後のもの)を受けていますか。(注4)</p>	はい はい はい はい はい はい	いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ	<p>○ 認定書の写し</p> <p>○ 認定書の写し</p> <p>○ 開業の届出書</p> <p>○ 青色申告承認申請書</p> <p>○ 相続税の申告書第11・11の2表の付表1など</p> <p>○ 確認書の写し</p>
特定事業用資産	<p>相続開始の直前</p> <p>共通</p> <p>① 次の区分に応じ、それぞれの日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されている資産ですか。 イ 被相続人が1面の(1)に該当する場合 その被相続人の相続開始の日 ロ 被相続人が1面の(2)に該当する場合 特定事業用資産に係る事業を行っていた者に係るこの特例の適用に係る相続開始の日又は「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日</p> <p>② 特定事業用資産に係る事業は、不動産貸付業、駐車場業及び自転車駐車場業に該当しませんか。</p>	はい はい	いいえ いいえ	<p>○ 青色申告決算書</p> <p>○ 青色申告決算書</p>
	<p>宅地等</p> <p>① 土地又は土地の上に存する権利で、一定の建物又は構築物の敷地の用に供されていますか。(注6)</p> <p>② 被相続人の事業の用に供されていた宅地等のうち棚卸資産に該当しない宅地等ですか。(注7)</p>	はい はい	いいえ いいえ	<p>○ 青色申告決算書、登記事項証明書など</p> <p>○ 青色申告決算書、登記事項証明書など</p>
	<p>建物</p> <p>○ 被相続人の事業の用に供されていた建物のうち棚卸資産に該当しない建物ですか。(注7)</p>	はい	いいえ	○ 青色申告決算書、登記事項証明書など
	<p>減価償却資産</p> <p>○ 固定資産税の課税対象とされる資産など、租税特別措置法第70条の6の8第2項第1号ハに定める一定の減価償却資産に該当しますか。(注8)</p>	はい	いいえ	○ 固定資産税の通知書の写しなど

- (注) 1 「特定事業用資産に係る事業」には、その事業と同種又は類似の事業に係る業務や、その事業に必要な知識及び技能を習得するための高等学校、大学、高等専門学校その他の教育機関における修学を含みます。また、「業務の具体的内容等」の記載に当たっては、具体的に従事した期間、事業内容等を記載します。
- 2 「イの取得の日」は、後継者が、その事業に係る特定事業用資産について、最初に「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受けている場合には、その適用に係る贈与による取得の日となります。
- 3 「資産保有型事業」とは、租税特別措置法第70条の6の10第2項第4号において準用する同法第70条の6の8第2項第4号に規定する事業をいい、「資産運用型事業」とは、同法第70条の6の10第2項第5号において準用する同法第70条の6の8第2項第5号に規定する事業をいい、「性風俗関連特殊営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいいます。
- 4 「円滑化法」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律をいいます。また、「円滑化省令」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。
- 5 所得税法第147条の規定により承認があったものとみなされる場合の承認を含みます。
- 6 「一定の建物又は構築物」とは、租税特別措置法施行規則第23条の8の9第2項において準用する同令第23条の8の8第1項に規定する建物又は構築物をいいます。
- 7 被相続人が1面の(2)の場合は、特定事業用資産に係る事業を行っていた被相続人又は贈与者をいいます。また、事業の用以外の用に供されていた部分があるときは、事業の用に供されていた部分に限ります。
- 8 特定事業用資産の対象となる一定の減価償却資産には、固定資産税の課税対象とされているもの、自動車税又は軽自動車税において営業用の標準税率が適用されるもの、その他一定のもの(一定の貨物運送用及び乗用自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産)が該当します。詳細は62ページをご覧ください。

〔令和5年分用〕「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の提出書類チェックシート

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10)の適用を受けるための提出書類を確認する際に使用してください。
- 2 このチェックシートは、申告書の作成に際して、この特例の適用を受ける者ごとに提出書類を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 3 「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10)の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、国税庁ホームページに掲載されている「個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」のチェックシートを使用してください。

相続人等(特例適用者)

被相続人氏名:

住 所 _____
 氏 名 _____
 電 話 () _____

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

(注) 担保提供書及び担保提供関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し並びに相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)	<input type="checkbox"/>
2	円滑化省令第7条第14項の都道府県知事の認定書(円滑化省令第6条第16項第8号又は第10号の事由に係るものに限り。) の写し 及び円滑化省令第7条第11項(同条第13項において準用する場合を含みます。) の申請書の写し	<input type="checkbox"/>
3	円滑化省令第17条第5項の都道府県知事の 確認書の写し 及び同条第4項の 申請書の写し	<input type="checkbox"/>
4	減価償却資産である特定事業用資産の次の区分に応じそれぞれ次に定める書類 (1) 地方税法第341条第4号に規定する償却資産(租税特別措置法第70条の6の10第2項第1号ハ)(機械装置など) その資産についての地方税法第393条の規定による通知に係る 通知書の写し その他の書類(同法第341条第14号に規定する償却資産課税台帳に登録をされている次に掲げる事項が記載されたものに限り。) イ 当該資産の所有者の住所及び氏名 ロ 当該資産の所在、種類、数量及び価格	<input type="checkbox"/>
	(2) 自動車等(租税特別措置法第70条の6の10第2項第1号、租税特別措置法施行規則第23条の8の8第2項第2号及び第3号) 道路運送車両法第58条第1項の規定により交付を受けた 自動車検査証 (相続の開始の日において効力を有するものに限り。) の写し 又は地方税法第20条の10の規定により交付を受けたこれらの資産に係る同条の 証明書の写し その他の書類でこれらの資産が自動車税及び軽自動車税において営業用の標準税率が適用されていること又は租税特別措置法施行規則第23条の8の8第2項第2号若しくは第3号に掲げる資産に該当することを明らかにするもの	<input type="checkbox"/>
	(3) 所得税法施行令第6条第9号ロ及びハに掲げる果樹等(租税特別措置法施行規則第23条の8の8第2項第1号) 当該資産が所在する敷地が耕作の用に供されていることを証する書類	<input type="checkbox"/>
5	被相続人が60歳以上で死亡した場合には、後継者が相続開始の直前において特定事業用資産に係る租税特別措置法第70条の6の10第2項第2号ロに規定する事業に従事していた旨及びその事実の詳細を記載した書類 ※ 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用要件チェックシートに当該事項について記載してください。	<input type="checkbox"/>

(参考) 遺産分割協議書の記載例

遺産分割協議書の書式は特に定まっているわけではありませんが、参考のために一つの記載例を示せば、次のとおりです。

- (注) 1 相続人のうちに未成年者がいる場合には、遺産の分割協議に当たって、家庭裁判所においてその未成年者の特別代理人の選任を受けなければならない場合があります。
 2 遺産分割協議書に押印する印は、その人の住所地の市区町村長の印鑑証明を受けた印を使用してください。

遺産分割協議書

被相続人朝日太郎（令和五年一月二十三日死亡 住所 武蔵野市南北町四丁目八番地）の遺産については、同人の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

四 相続人夏野春子が取得する財産

- (1) 国分寺市東西町五丁目六番地 宅地 八拾九平方メートル
 (2) ○○社債 券面額 六百万円
 (3) 現金 七拾万円
 (4) ……

一 相続人朝日花子が取得する財産

- (1) 武蔵野市南北町四丁目八番地 宅地 参百貳拾八平方メートル
 (2) 右同所同番地 家屋番号八番 木造瓦葺平屋建 居宅 床面積九拾九平方メートル 右居宅内にある家財一式
 (3) ○○電力株式会社の株式 壹千株
 (4) 株式会社○○製作所の株式 壹千五百株
 (5) ……
 (6) ……

五 相続人朝日一郎は、被相続人朝日太郎の次の債務を継承する

- 銀行○○支店からの借入金
 右のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するための本書を作成し、左に各自署名押印する。
 令和五年五月七日

二 相続人朝日一郎が取得する財産

- (1) 株式会社朝日商店の株式 四万五千株
 (2) ○○銀行○○支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金 壹口 八百万円
 (3) ……

武蔵野市南北町四丁目八番地 相続人 朝日花子 印
 武蔵野市南北町四丁目八番地 相続人 朝日一郎 印
 武蔵野市南北町四丁目八番地 相続人 朝日次郎 印

三 相続人朝日次郎が取得する財産

- (1) 株式会社朝日商店の株式 四万株
 (2) ○○信託銀行○○支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金 壹口 参百五拾万円
 (3) 洋画○○作「風景」ほか四点
 (4) ……

三鷹市上下式丁目五番地 朝日次郎の特別代理人 山野太郎 印
 国分寺市東西町五丁目六番地 相続人 夏野春子 印